

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成18年12月8日

【中間会計期間】 第64期中(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

【会社名】 飛島建設株式会社

【英訳名】 TOBISHIMA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 池原年昭

【本店の所在の場所】 東京都千代田区三番町2番地

【電話番号】 03(5214)8269

【事務連絡者氏名】 経理部長 坂田俊一

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区三番町2番地

【電話番号】 03(5214)8269

【事務連絡者氏名】 経理部長 坂田俊一

【縦覧に供する場所】 飛島建設株式会社千葉支店
(千葉市中央区千葉港2番1号)

飛島建設株式会社横浜支店
(横浜市中区山下町162番地1)

飛島建設株式会社名古屋支店
(名古屋市中区大井町6番14号)

飛島建設株式会社大阪支店
(大阪市中央区道修町3丁目4番10号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第62期中	第63期中	第64期中	第62期	第63期
会計期間	自 平成16年 4月1日 至 平成16年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日
売上高 (百万円)	74,216	70,587	78,418	179,728	164,100
経常損益 (百万円)	624	159	472	4,721	5,026
中間(当期)純損益 (百万円)	3,454	9,109	1,101	6,725	3,792
純資産額 (百万円)	5,890	572	29,962	4,672	25,883
総資産額 (百万円)	164,655	139,447	175,392	167,338	172,924
1株当たり純資産額 (円)	218.70	170.63	0.98	204.35	15.57
1株当たり中間(当期)純損益 (円)	29.94	61.37	2.91	57.73	21.30
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)					
自己資本比率 (%)	3.6	0.4	17.6	2.8	15.0
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	27	4,014	3,994	10,291	9,212
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	121	279	281	2,118	1,284
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	3,203	4,813	1,025	7,745	14,457
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (百万円)	9,604	8,828	37,628	17,369	42,355
従業員数 [外、平均臨時 雇用者数] (人)	1,795 [225]	1,770 [205]	1,780 [233]	1,749 [220]	1,746 [214]

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれていない。

2 従業員数は、就業人員数を表示している。

3 1株当たり純資産額については、期末純資産から「少数株主持分」、「期末発行済優先株式数×発行価額」及び「当期に係る利益処分による社外流出項目であって普通株主に帰属しない金額」を控除した金額を、期末発行済普通株式数（「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式のうち、親会社持分相当株式数」を除く）で除して計算している。

4 純資産額の算定にあたり、第64期中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用している。

5 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、1株当たり中間(当期)純損失が計上されているため、記載していない。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第62期中	第63期中	第64期中	第62期	第63期
会計期間	自 平成16年 4月1日 至 平成16年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日
売上高 (百万円)	73,902	70,249	78,208	179,026	163,864
経常損益 (百万円)	663	117	393	4,840	5,112
中間(当期)純損益 (百万円)	3,459	9,079	1,084	6,766	3,728
資本金 (百万円)	16,801	20,296	5,519	17,790	30,421
発行済株式総数 (千株)	234,362	297,992	515,641	248,296	458,661
純資産額 (百万円)	9,267	3,942	34,212	8,013	29,285
総資産額 (百万円)	157,290	132,261	168,862	159,622	166,254
1株当たり純資産額 (円)	186.34	150.21	7.59	175.94	5.53
1株当たり中間(当期)純損益 (円)	29.48	60.37	2.85	57.12	20.72
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益 (円)					
1株当たり配当額 (円)					
自己資本比率 (%)	5.9	3.0	20.3	5.0	17.6
従業員数 [外、平均臨時 雇用者数] (人)	1,773 [224]	1,746 [202]	1,762 [231]	1,725 [219]	1,722 [211]

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれていない。

2 従業員数は、就業人員数を表示している。

3 1株当たり純資産額については、期末純資産から「期末発行済優先株式数×発行価額」及び「当期に係る利益処分による社外流出項目であって普通株主に帰属しない金額」を控除した金額を、期末発行済普通株式数（「自己株式」を除く）で除して計算している。

4 純資産額の算定にあたり、第64期中間会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用している。

5 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、1株当たり中間(当期)純損失が計上されているため、記載していない。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社に異動はない。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はない。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成18年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
建設事業	1,610 [231]
開発事業等	13 [2]
全社(共通)	157 []
合計	1,780 [233]

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は [] 内に当中間連結会計期間の平均人員を外数で記載している。

(2) 提出会社の状況

平成18年9月30日現在

従業員数(人)	1,762 [231]
---------	---------------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は [] 内に当中間会計期間の平均人員を外数で記載している。

(3) 労働組合の状況

労使関係について特に記載すべき事項はない。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間における我が国経済は、原油価格や世界経済の動向等に留意すべき点はあるものの、民間企業を中心とした安定的な成長軌道が続き、雇用環境についても改善に広がりが見られる。

国内建設市場は、公共投資が財政難から引き続き減少傾向にあり、さらに、競争激化に伴う低入札問題が発生しており、また、民間建設投資は民間企業の堅調な設備投資により好調に推移しているものの、労務費や建設資材などの建設コストが上昇基調にあり、予断を許さない状況となっている。

このような経営環境の下、当中間連結会計期間の業績については、売上高は784億円（前中間連結会計期間比11.1%増）、経常損益は4億円の損失（前中間連結会計期間は1億円の損失）、中間純損益は11億円の損失（前中間連結会計期間は91億円の損失）となった。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりである。

（建設事業）

建設事業の完成工事高は、建築部門の売上増加により774億円（前中間連結会計期間比10.7%増）となった。

営業利益については、民間営業強化に伴う一般管理費の増加等により、15億円（前中間連結会計期間比19.0%減）となった。

（開発事業等）

開発事業等において、現状、当社は積極的な新規投資は行っておらず、過去に仕入れた不動産の賃貸・売却を中心に事業を行っている。

このような状況下において、開発事業等売上高は9億円（前中間連結会計期間比57.3%増）、営業利益は2億円（前中間連結会計期間比84.3%増）となった。

（注）「第2 事業の状況」における各事項の記載については、消費税等抜きの金額で表示している。

なお、セグメント別の記載において、売上高については「外部顧客に対する売上高」の金額、営業損益については「消去又は全社」控除前の金額を記載している。

(2) キャッシュ・フローの状況

当社は、収益性の高い企業を目指すと同時にキャッシュ・フローを重視し、財政状態の改善に努め、効率性の高い企業を目指しており、ここ数年は受取債権の回収促進及び流動化、並びに売上高減少に伴う運転資本の削減により、利益を大きく上回るキャッシュ・フローを創出してきた。

一方、建設受注高が収益重視の姿勢を堅持しつつ、平成17年3月期に前年度対比でプラスに転じ、売上高も平成18年3月期で底を打ち、通期には14%の増収に転じる見込みである。縮小均衡傾向が完全に底打ちしたことにより、今後の営業キャッシュ・フローは、基本的には利益水準をベースに推移するものと考えている。

また、当社は下半期に完成工事が集中することにより、上半期は比較的資金需要が多くなるという季節要因がある。

このような状況下において、当中間連結会計期間における連結ベースの現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ47億円減少し、当中間連結会計期間末は376億円となった。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりである。

営業活動によるキャッシュ・フローは、未成工事支出金の増加等により39億円の資金減少（前中間連結会計期間：40億円の資金減少）となった。

投資活動によるキャッシュ・フローは、貸付金の回収等により2億円の資金増加（前中間連結会計期間：2億円の資金増加）となった。

財務活動によるキャッシュ・フローは、有利子負債の返済等により10億円の資金減少（前中間連結会計期間：48億円の資金減少）となった。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 受注実績

区分	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日) (百万円)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) (百万円)
建設事業	79,079	74,966 (5.2%減)
開発事業等		
合計	79,079	74,966 (5.2%減)

(2) 売上実績

区分	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日) (百万円)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日) (百万円)
建設事業	69,982	77,467 (10.7%増)
開発事業等	605	951 (57.3%増)
合計	70,587	78,418 (11.1%増)

- (注) 1 受注実績の開発事業等については、当社グループ各社の受注概念が異なるため記載していない。
2 当社グループでは生産実績を定義することが困難であるため「生産の状況」は記載していない。

なお、参考のため当社個別の事業の状況は次のとおりである。

受注高、売上高、繰越高及び施工高

期別	種類別	期首繰越高 (百万円)	期中受注高 (百万円)	計 (百万円)	期中売上高 (百万円)	期末繰越高			期中施工高 (百万円)	
						手持高 (百万円)	うち施工高 (%、百万円)			
前中間会計期間 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	建設事業	土木工事	107,677	31,210	138,887	34,915	103,972	6.0	6,211	38,675
		建築工事	62,845	45,846	108,692	34,813	73,878	7.2	5,307	35,394
		計	170,523	77,057	247,580	69,728	177,851	6.5	11,518	74,069
	開発事業等	28	520	549	520	28				
	合計	170,551	77,577	248,129	70,249	177,879				
当中間会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	建設事業	土木工事	100,403	24,123	124,526	33,848	90,678	5.1	4,590	35,645
		建築工事	80,015	50,258	130,273	43,449	86,824	12.7	11,040	47,754
		計	180,419	74,381	254,800	77,297	177,502	8.8	15,631	83,400
	開発事業等	28	930	959	911	48				
	合計	180,447	75,311	255,759	78,208	177,550				
前事業年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	建設事業	土木工事	107,677	76,297	183,975	83,571	100,403	2.8	2,792	83,913
		建築工事	62,845	96,322	159,167	79,152	80,015	8.4	6,735	81,161
		計	170,523	172,619	343,142	162,723	180,419	5.3	9,528	165,074
	開発事業等	28	1,140	1,169	1,140	28				
	合計	170,551	173,760	344,312	163,864	180,447				

(注) 1 前事業年度以前に受注した工事で、契約の変更により請負金額の増減がある場合は、期中受注高にその増減額を含む。したがって、期中売上高にもかかる増減額が含まれる。

2 期末繰越高の施工高は支出金により手持高の施工高を推定したものである。

3 期中施工高は(期中売上高 + 期末繰越高施工高 - 前期末繰越高施工高)に一致する。

受注工事高及び完成工事高について

当社は建設市場の状況を反映して工事の受注工事高及び完成工事高が平均化しておらず、最近3年間についてみても次のように変動している。

期別	受注工事高			完成工事高		
	1年通期(A) (百万円)	上半期(B) (百万円)	(B)/(A) (%)	1年通期(C) (百万円)	上半期(D) (百万円)	(D)/(C) (%)
第61期	154,039	72,764	47.2	194,218	69,189	35.6
第62期	159,816	75,936	47.5	176,621	73,090	41.4
第63期	172,619	77,057	44.6	162,723	69,728	42.9
第64期		74,381			77,297	

売上高

期別	区分		官公庁(百万円)	民間(百万円)	計(百万円)
前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	建設事業	土木工事	28,781	6,133	34,915
		建築工事	4,817	29,995	34,813
	計		33,599	36,129	69,728
	開発事業等		1	518	520
合計		33,600	36,648	70,249	
当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	建設事業	土木工事	28,932	4,915	33,848
		建築工事	8,321	35,127	43,449
	計		37,253	40,043	77,297
	開発事業等		1	909	911
合計		37,255	40,953	78,208	

(注) 1 完成工事のうち主なものは、次のとおりである。

前中間会計期間 請負金額10億円以上の主なもの
 国土交通省 福岡201号新仲哀トンネル(上り線)新築工事
 財団法人宮崎県環境整備公社 宮崎県廃棄物総合処理センター(仮称)整備事業リサイクルプラザ建設工事
 奈良生駒高速鉄道(株) 東生駒トンネル建設工事(北工区)
 (株)ゼファー (仮称)レーベンハイム南古谷(B棟)新築工事
 学校法人大東文化学園 大東文化大学東松山キャンパス新学部(スポーツ・健康科学部)校舎新築工事

当中間会計期間 請負金額5億円以上の主なもの
 大阪府土地開発公社 岬町多奈川地区多目的公園用地造成事業土砂採取・供給工事
 国土交通省 新宇治川放水路トンネル第二工事
 (株)ゼファー (仮称)レーベンハイム大森西新築工事
 (有)チコウ (仮称)ホテル立町新築工事
 日置市 まちづくり交付金事業(仮称)伊集院ドーム新築工事

2 前中間会計期間及び当中間会計期間ともに売上高総額に対する割合が100分の10以上の相手先はない。

手持高(平成18年9月30日現在)

区分	官公庁(百万円)	民間(百万円)	計(百万円)
建設事業			
土木工事	75,351	15,326	90,678
建築工事	20,280	66,544	86,824
計	95,631	81,870	177,502
開発事業等		48	48
合計	95,631	81,919	177,550

(注) 手持工事のうち請負金額15億円以上の主なものは、次のとおりである。

シンガポール共和国政府 環状線第3期工事 851A工区バートレー駅建設工事 平成19年12月完成予定
 北海道開発局 留萌ダム建設事業の内 堤体建設第2期工事 平成21年12月完成予定
 国土交通省 第二京阪(大阪北道路)東倉治地区下部その他工事 平成19年3月完成予定
 医療法人社団仁智会 春日町ケアセンター移転新築工事 平成19年3月完成予定
 品川区 (仮称)大井地区小中一貫校新築工事 平成18年12月完成予定

3 【対処すべき課題】

当社は平成16年11月に、経営再建のステージから成長軌道に向けてギアチェンジを行うことを趣旨とした中期経営計画「Next Stage 2006」（平成17年3月期～平成19年3月期）を策定し、経営効率に優れたより質の高い企業を目指し全社をあげて取り組んでいる。本計画は、足元業績の着実な回復をベースに、土木事業、建築事業ともコスト競争力の強化を第一に捉えることで安定的な収益を確立しながら、新しい収益源として、ストック型社会に対応した競争優位の獲得を目指している。

土木事業については業界トップクラスの技術力・施工力に更に磨きを掛け、現場に密着した丁寧なもの作りに徹する。併せて、豊富な施工実績と技術者陣を基盤に、技術を駆使して世の中の困り事を解決し、社会資本の有効活用に貢献する。

土木事業

■使う人の立場にたって、時代を超えて『社会に不可欠な企業』を目指す。

- ①業界トップクラスの土木総合力を堅持
- ②新たな成長を目指して～「防災のトビシマ」ブランドの構築

建築事業についてはお客さまを中心に、ライフサイクルに沿って「従来型の建築事業」、「提案型の維持再生事業」及び両事業間に派生する「従来の請負とは異なる新ニーズ型事業」を三本の柱とし、それぞれのシナジー追求により新たな成長を実現する。

建築事業

■お客さま本位の『高度で特色あるサービスを提供する企業』を目指す。

- ①お客さまのケアを軸とした新築、リニューアル事業に主軸
- ②新たな成長を目指して～「Bespoke Office」提案型営業の展開

計画の2年目にあたる前期までに、固定資産の減損に係る会計基準適用による損失処理を計画通り実施したこと、有利子負債の削減計画を一年前倒しで達成したこと等により、いわゆるバブル崩壊以降、関係各位のご協力をいただきながら、当社経営上の最重要課題として取り組んできた財務リストラは終了した。

計画最終年度の当期に入り、昨年12月に発行した新株予約権付社債350億円は、260億円（当中間期末現在）まで普通株式への転換が完了し、大幅に増強された株主資本を背景に、繰越損失を解消し復配に向けた条件整備と、発行済優先株式の普通株式転換による希薄化および今後の優先配当負担を抑制させるための優先株消却に向けた対応原資を確保するため、平成18年6月29日に開催された定時株主総会において、資本準備金取り崩し等の議案を承認いただいた。

また、(株)みずほコーポレート銀行をアレンジャー、(株)北陸銀行をコ・アレンジャー、両行を含む13金融機関をシンジケート団とする総額198億円のタームローン組成して平成18年10月18日に実行し、金融取引の再構築を図るなど、財務基盤を更に強固なものとした。

建設業界を取り巻く環境は、公共工事における低入札問題の発生や労務・建材コストの上昇などにより厳しさを増しているが、今後は、徹底したコストダウンだけにとどまらず、他社との差別化をより鮮明に打ち出すべく、前向きな事業戦略の推進に経営の軸足を移していく。

以上のように、経営再建のステージから成長軌道に向けたギアチェンジは確実に進捗しており、今後とも効率的な質の高い経営を目指していく。

なお、復配についても、着実な利益創出により早期実現を目指す所存である。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等はない。

5 【研究開発活動】

（建設事業）

当社においては、「防災のトビシマ」構築に向けた防災関連技術の開発を中心に、リニューアル分野への取組、環境への配慮、品質の向上、コスト縮減に重点を置いて研究開発を推進している。

当中間連結会計期間における研究開発費は274百万円であった。また、当社の研究開発体制及び当中間連結会計期間の主な研究開発成果は以下のとおりである。

土木部門においては、トンネル関連技術として、軟弱未固結地盤対応の補助工法である「長尺無水削孔システム」の開発、シールド関連技術として高速施工法「ロスゼロ工法」の現場展開と大深度シールド技術の調査研究を実施している。リニューアル技術では断面修復工法（TDRショット工法）、電気防食工法の研究、さらに都市の立体交差の施工技術について試験・研究を実施した。また環境関連技術として土壌浄化・改良技術の開発、高い品質を確保する技術として性能照査型設計対応技術の整備を行っている。

建築部門においては、制震技術「トグル制震構法」の居ながら施工として建物の外側にトグル内蔵の鉄骨フレームを直に取り付ける外付け工法の実施工を進めつつ、更なる検討を行い、設計標準化、汎用性向上の為の開発計画に取り組んでいる。また、コンバージョンやリニューアル工事を対象とした、たわみ過大などの障害が生じている既存スラブの補強技術について、昨年度開発成果の実用化に向けた改善改良、設計・施工マニュアルの作成を進めている。

研究部門においては、FBG光ファイバセンサによる防災監視技術、地盤と構造物を一体化して評価する地震減災評価技術、AEなどの非破壊試験による土木構造物のヘルスマonitoring技術、画像処理技術を応用した計測システムといった地震災害・土砂災害の減災に関わるさまざまな調査・計測・試験・設計・評価・監視技術の研究開発を行った。またイーキューブシステム（泥土粒状固化工法）、健康指向者向け集合住宅（無添加マンションM+）構築技術、CO₂の地中固定化技術などの環境保全技術、コンクリート構造物の補修材料、歴史的建造物の保護・活用技術といったリニューアル関連技術、また、当社独自技術である、EW工法（電食技術を応用した地中構造物の除去工法）、地域の需要を満たす地下施設を実現するための地下空間利用技術などの研究開発を行っている。

（開発事業等）

㈱E&CS（連結子会社）においては、現在、アルカリイオン水を事業化するための、研究開発活動を行っている。

当中間連結会計期間における研究開発費は1百万円であった。また、㈱E&CSの研究開発体制及び当中間連結会計期間の主な研究開発成果は以下のとおりである。

アルカリイオン水の事業化における新隔膜の開発・試作を行った。

また、CT洗浄においては、洗浄前後の水質分析を行い、機能の確認及び向上につながるデータの収集を行っている。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はない。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はない。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はない。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	820,300,000
A種優先株式	4,300,000
B種優先株式	3,300,000
C種優先株式	109,100,000
計	937,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成18年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成18年12月8日)	上場証券取引所名又 は登録証券業協会名	内容
普通株式	398,952,112	同 左	東京証券取引所 市場第1部	権利内容に何ら限定のない当 社における標準となる株式
第一回A種優先株式	4,300,000	同 左	非上場・非登録	(注)2
第一回B種優先株式	3,300,000	同 左	非上場・非登録	(注)3
第一回C種優先株式	36,363,000	同 左	非上場・非登録	(注)4
第二回C種優先株式	36,363,000	同 左	非上場・非登録	(注)4
第三回C種優先株式	36,363,000	同 左	非上場・非登録	(注)4
計	515,641,112	同 左		

(注)

- 提出日現在の発行数には、平成18年12月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。
- 第一回A種優先株式の内容は次のとおりである。(以下、「A種優先株式」という。)

(1) 優先配当金

優先配当金の計算

A種優先株式1株当たりの優先配当金(以下、「A種優先配当金」という。)の額は、A種優先株式の払込金額(150円)にそれぞれの事業年度ごとに日本円TIBOR(6ヶ月物)+1.5%の年率(以下、「A種配当年率」という。)を乗じて算出した額とする。

A種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。計算の結果、優先配当金が1株につき15円を超える場合は、15円とする。

A種配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「年率修正日」は、平成15年4月1日及び、それ以降の毎年4月1日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。

「日本円TIBOR(6ヶ月物)」は、平成14年7月31日(配当起算日)又は各年率修正日において、午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。

日本円TIBOR(6ヶ月物)が公表されていなければ、同日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート(日本円LIBOR6ヶ月物)又はこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR(6ヶ月物)に代えて用いるものとする。

非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主に対して支払う剰余金の配当の額が上記の計算の結果算出される金額に達しない場合は、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

A種優先株主に対しては、A種優先配当金を超えて配当は行わない。

(2) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、普通株主に先立ち、A種優先株主に対しA種優先株式1株につき150円を支払う。

A種優先株主に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 消却

当社は、いつでもA種優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(4) A種優先株式の取得条項に関する定め

当社は、A種優先株式について、平成17年10月1日以降会社が別に定める日が到来したときに、A種優先株式の全部または一部を取得することができる。一部の取得をするときは、抽選その他の方法により行う。

取得価額は1株につき150円にA種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日及び取得日を含む。）で日割り計算した額を加算した額とする。

取得を請求することのできる期間中に取得請求のなかったA種優先株式については、同期間の末日の翌日（以下、「一斉取得日」という。）に当社が当該株式の全部を取得すると引換えに、A種優先株主に対し、A種優先株式1株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式を交付する。

但し、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。この場合、当該平均値が下限取得価額を下回るときは、A種優先株式1株の払込金相当額を当該下限取得価額で除して得られる数の普通株式を交付する。

前記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

(5) 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株引受権等

当社は、A種優先株主に対しては、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式または新株予約権の無償割当てを行わない。

(7) A種優先株式についての株主の取得請求権に関する定め

A種優先株主は、当社に対し、A種優先株式の取得を請求することができる。

当社は、下記の取得の条件で、A種優先株式を取得すると引換えに普通株式を交付する。

取得を請求することのできる期間

取得を請求することのできる期間は、平成19年10月1日から平成39年9月25日までとする。

取得価額

(イ) 当初取得価額

当初取得価額は、平成19年10月1日における普通株式の時価とする。但し、当該価額が、35円（但し、下記(ハ)の調整を受ける。）を下回る場合は、35円とする。

上記「時価」とは、平成19年10月1日に先立つ195取引日目に始まる180取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

(ロ) 取得価額の修正

取得価額は、平成20年10月1日以降平成38年10月1日までの毎年10月1日（以下、それぞれ「取得価額修正日」という。）における普通株式の時価が当該取得価額修正日現在の取得価額を1円以上下回る場合には、取得価額は当該取得価額修正日以降時価に修正されるものとする。但し、当該時価が当初取得価額の80%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。但し、下記(ハ)の調整を受ける。）（以下、「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。

上記「時価」とは、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

(八)取得価額の調整

- a. A種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、取得価額を次に定める算式（以下、「取得価額調整式」という。）により調整する。調整後取得価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。（なお、次の算式において、「既発行株式数」には、当社が自己株式として保有する当社普通株式の数は含まないものとし、「新規発行株式数」には、当社が時価を下回る払込金額で処分する自己株式数を含むものとする。）

$$\begin{array}{rcccl} & & & \text{新規発行} & \times & \text{1株当たり} \\ & & & \text{株式数} & & \text{払込金額} \\ & & & + & & \\ & & \text{既発行} & & & \\ & & \text{株式数} & & & \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \frac{\text{1株当たり時価}}{\text{既発行株式数 + 新規発行株式数}} \\ \text{取得価額} & & \text{取得価額} & & & \end{array}$$

- () 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合
調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、又は普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。
- () 株式の分割により普通株式を発行する場合
調整後取得価額は、株式の分割のための基準日がある場合は、その基準日の翌日以降、当該株式の分割のための基準日がない場合は、当社の取締役会において株式分割の効力発生日と定めた日の翌日以降、これを適用する。但し、分配可能額から資本に組入れられることを条件として、その部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨、取締役会で決議をする場合において、当該分配可能額の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とする場合は、調整後取得価額は、当該分配可能額の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。
- () 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換する事ができる株式又は権利行使する事ができる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合
調整後取得価額は、その証券の発行日に、又は募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が当初の条件で転換または行使され当社の普通株式が交付されたものとみなし、その発行日以降、これを適用する。
- b. 上記a.各号に掲げる場合のほか、合併、資本の減少又は普通株式の併合等により取得価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する価額に変更される。
- c. 取得価額調整式で使用する1株当たり時価は、調整後取得価額を適用する日（但し、上記a.()号但書の場合には基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記45取引日の間に当該取得価額の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後取得価額は、上記a.に準じて調整される。
- d. 取得価額調整式で使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とする。
- e. 取得価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日（但し、株式の分割を行うための当社の取締役会において株式の分割のための基準日以外の日を株式分割の効力発生日と定めた場合は、その日）、基準日がない場合は、調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の既発行株式数（当該新規発行分は含まない。）とする。
- f. 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまる場合は、取得価額の調整は行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(二)引換えに交付すべき普通株式数

A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\begin{array}{rcccl} \text{引換えに交付すべき} & = & \text{A種優先株主が取得を請求した} & \div & \text{取得価額} \\ \text{普通株式数} & & \text{A種優先株式の払込金額総額} & & \end{array}$$

交付すべき株式数の算出にあたって1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(8)優先順位

発行する各種の優先株式の優先配当金、累積未払配当金並びに残余財産の支払順位は、同順位とする。

3 第一回B種優先株式の内容は次のとおりである。(以下、「B種優先株式」という。)

(1) 優先配当金

優先配当金の計算

B種優先株式1株当たりの優先配当金(以下、「B種優先配当金」という。)の額は、B種優先株式の払込金額(150円)にそれぞれの事業年度ごとに日本円TIBOR(6ヶ月物)+2.0%の年率(以下、「B種配当年率」という。)を乗じて算出した額とする。

B種優先配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。計算の結果、優先配当金が1株につき15円を超える場合は、15円とする。

B種配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「年率修正日」は、平成15年4月1日及び、それ以降の毎年4月1日とする。当日が、銀行休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。

「日本円TIBOR(6ヶ月物)」は、平成14年7月31日(配当起算日)又は各年率修正日において、午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。

日本円TIBOR(6ヶ月物)が公表されていない場合は、同日(当日が銀行休業日の場合は前営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート(日本円LIBOR6ヶ月物)又はこれに準ずるものと認められるものを日本円TIBOR(6ヶ月物)に代えて用いるものとする。

累積条項

ある事業年度においてB種優先株主に対して支払う剰余金の配当の額が上記の計算の結果算出される金額に達しない場合は、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額(以下、「B種優先株式累積未払配当金」という。)については、B種優先配当金に先立って、これをB種優先株主に支払う。

非参加条項

B種優先株主に対しては、B種優先配当金を超えて配当は行わない。

(2) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、普通株主に先立ち、B種優先株主に対しB種優先株式1株につき150円並びにB種優先株式累積未払配当金相当額を支払う。

B種優先株主に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 消却

当社は、いつでもB種優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(4) B種優先株式の取得条項に関する定め

当社は、B種優先株式について、平成17年10月1日以降会社が別に定める日が到来したときに、B種優先株式の全部または一部を取得することができる。一部の取得をするときは、抽選その他の方法により行う。

取得価額は1株につき150円並びにB種優先株式累積未払配当金にB種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日及び取得日を含む。)で日割り計算した額を加算した額とする。

取得を請求することのできる期間中に取得請求のなかったB種優先株式については、同期間の末日の翌日(以下、「一斉取得日」という。)に当社が当該株式の全部を取得するのと引換えに、B種優先株主に対し、B種優先株式1株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式を交付する。

但し、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。この場合、当該平均値が下限取得価額を下回るときは、B種優先株式1株の払込金相当額を当該下限取得価額で除して得られる数の普通株式を交付する。

前記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

(5) 議決権

B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株引受権等

当社は、B種優先株主に対しては、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式または新株予約権の無償割当てを行わない。

(7) B種優先株式についての株主の取得請求権に関する定め

B種優先株主は、当社に対し、B種優先株式の取得を請求することができる。

当社は、下記の取得の条件で、B種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付する。

取得を請求することのできる期間

取得を請求することのできる期間は、平成21年10月1日から平成41年9月25日までとする。

取得価額

(イ)当初取得価額

当初取得価額は、平成21年10月1日における普通株式の時価とする。但し、当該価額が、35円（但し、下記(八)の調整を受ける。）を下回る場合は、35円とする。

上記「時価」とは、平成21年10月1日に先立つ195取引日目に始まる180取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

(ロ)取得価額の修正

取得価額は、平成22年10月1日以降平成40年10月1日までの毎年10月1日（以下、それぞれ「取得価額修正日」という。）における普通株式の時価が当該取得価額修正日現在の取得価額を1円以上下回る場合には、取得価額は当該取得価額修正日以降時価に修正されるものとする。但し、当該時価が当初取得価額の80%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。但し、下記(八)の調整を受ける。）（以下、「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。

上記「時価」とは、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

(ハ)取得価額の調整

- a. B種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、取得価額を次に定める算式(以下、「取得価額調整式」という。)により調整する。調整後取得価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。（なお、次の算式において、「既発行株式数」には、当社が自己株式として保有する当社普通株式の数は含まないものとし、「新規発行株式数」には、当社が時価を下回る払込金額で処分する自己株式数を含むものとする。）

$$\begin{array}{ccccccc} & & & & & \text{新規発行} & \times & \text{1株当たり} \\ & & & & & \text{株式数} & & \text{払込金額} \\ & & & & & \text{既発行} & + & \\ & & & & & \text{株式数} & & \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & & & & \\ \text{取得価額} & & \text{取得価額} & & & & & \\ & & & & & \text{既発行株式数 + 新規発行株式数} & & \\ & & & & & & & \text{1株当たり時価} \end{array}$$

- () 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合
調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、又は普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。
- () 株式の分割により普通株式を発行する場合
調整後取得価額は、株式の分割のための基準日がある場合は、その基準日の翌日以降、当該株式の分割のための基準日がない場合は、当社の取締役会において株式分割の効力発生日と定めた日の翌日以降、これを適用する。但し、分配可能額から資本に組入れられることを条件として、その部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨、取締役会で決議をする場合において、当該分配可能額の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とする場合は、調整後取得価額は、当該分配可能額の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。
- () 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換することができる株式又は権利行使することができる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行する場合
調整後取得価額は、その証券の発行日に、又は募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が当初の条件で転換または行使され当社の普通株式が交付されたものとみなし、その発行日以降、これを適用する。
- b. 上記a. 各号に掲げる場合のほか、合併、資本の減少又は普通株式の併合等により取得価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する価額に変更される。
- c. 取得価額調整式で使用する1株当たり時価は、調整後取得価額を適用する日（但し、上記a.()号但書の場合には基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記45取引日の間に当該取得価額の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後取得価額は、上記a. に準じて調整される。
- d. 取得価額調整式で使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とする。
- e. 取得価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日（但し、株式の分割を行うための当社の取締役会において株式の分割のための基準日以外の日を株式分割の効力発生日と定めた場合は、その日）、基準日がない場合は、調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の既発行株式数（当該新規発行分は含まない。）とする。

- f. 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまる場合は、取得価額の調整は行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(二)引換えに交付すべき普通株式数

B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\begin{array}{l} \text{引換えに交付すべき} \\ \text{普通株式数} \end{array} = \begin{array}{l} \text{B種優先株主が取得を請求した} \\ \text{B種優先株式の払込金額総額} \end{array} \div \begin{array}{l} \text{取得価額} \end{array}$$

交付すべき株式数の算出にあたって1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(8) 優先順位

発行する各種の優先株式の優先配当金、累積未払配当金並びに残余財産の支払順位は、同順位とする。

4 第一回から第三回C種優先株式の内容は次のとおりである。(以下、「C種優先株式」という。)

(1) 第一回C種優先株式

優先配当金

1株当たりの優先配当金(以下、「第一回C種優先配当金」という。)の額は、第一回C種優先株式の1株当たりの払込金額(275円)に、それぞれの事業年度毎に下記の配当率(以下、「第一回C種優先配当率」という。)を乗じて算出した額とする。ただし、初年度の第一回C種優先配当金については、平成15年8月26日から当該事業年度の最終日までの日数(初日および最終日を含む。)で日割り計算した額とする。

第一回C種優先配当金は、円位未満小数第4位を四捨五入し、上限は27円50銭とする。

記

第一回C種優先配当率 = 日本円TIBOR(1年物) + 1.25%

第一回C種優先株式についての株主の取得請求権に関する定め

第一回C種優先株主は、当社に対し、C種優先株式の取得を請求することができる。

当社は、下記の取得の条件で、第一回C種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付する。

(イ)取得請求期間

平成19年10月1日から平成34年9月30日まで

(ロ)取得価額

(a)当初取得価額

67円

(b)取得価額の修正

取得価額は、平成20年10月1日以降平成34年9月30日まで、毎年10月1日(以下、本項においてそれぞれ「各取得価額修正日」という。)に、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下、本項においてそれぞれ「各時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数は除く。)に修正される。(修正後取得価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記の時価算定期間に、下記(4)で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(4)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。)

ただし、上記計算の結果、修正後取得価額が当初取得価額(ただし、下記(4)により調整される。)の80%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。以下、本項において「下限取得価額」という。ただし、下記(4)により調整される。)を下回る場合には下限取得価額をもって、また、修正後取得価額が当初取得価額(ただし、下記(4)により調整される。)を上回る場合には当初取得価額(ただし、下記(4)により調整される。)をもって修正後取得価額とする。

(2) 第二回C種優先株式

優先配当金

1株当たりの優先配当金(以下、「第二回C種優先配当金」という。)の額は、第二回C種優先株式の1株当たりの払込金額(275円)に、それぞれの事業年度毎に下記の配当率(以下、「第二回C種優先配当率」という。)を乗じて算出した額とする。ただし、初年度の第二回C種優先配当金については、平成15年8月26日から当該事業年度の最終日までの日数(初日および最終日を含む。)で日割り計算した額とする。

第二回C種優先配当金は、円位未満小数第4位を四捨五入し、上限は27円50銭とする。

記

第二回C種優先配当率 = 日本円TIBOR(1年物) + 1.50%

第二回C種優先株式についての株主の取得請求権に関する定め

第二回C種優先株主は、当社に対し、C種優先株式の取得を請求することができる。

当社は、下記の取得の条件で、第二回C種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付する。

(イ)取得請求期間

平成20年10月1日から平成35年9月30日まで

(ロ)取得価額

(a)当初取得価額

67円

(b)取得価額の修正

取得価額は、平成21年10月1日以降平成35年9月30日まで、毎年10月1日（以下、本項においてそれぞれ「各取得価額修正日」という。）に、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（以下、本項においてそれぞれ「各時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。）に修正される。（修正後取得価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記の時価算定期間内に、下記(4)で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(4)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）

ただし、上記計算の結果、修正後取得価額が当初取得価額（ただし、下記(4)により調整される。）の75%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。以下、本項において「下限取得価額」という。ただし、下記(4)により調整される。）を下回る場合には下限取得価額をもって、また、修正後取得価額が当初取得価額（ただし、下記(4)により調整される。）を上回る場合には当初取得価額（ただし、下記(4)により調整される。）をもって修正後取得価額とする。

(3) 第三回C種優先株式

優先配当金

1株当たりの優先配当金（以下、「第三回C種優先配当金」という。）の額は、第三回C種優先株式の1株当たりの払込金額（275円）に、それぞれの事業年度毎に下記の配当年率（以下、「第三回C種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。ただし、初年度の第三回C種優先配当金については、平成15年8月26日から当該事業年度の最終日までの日数（初日および最終日を含む。）で日割り計算した額とする。

第三回C種優先配当金は、円位未満小数第4位を四捨五入し、上限は27円50銭とする。

記

第三回C種優先配当年率 = 日本円TIBOR(1年物) + 1.75%

第三回C種優先株式についての株主の取得請求権に関する定め

第三回C種優先株主は、当社に対し、C種優先株式の取得を請求することができる。

当社は、下記の取得の条件で、第三回C種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付する。

(イ)取得請求期間

平成21年10月1日から平成36年9月30日まで

(ロ)取得価額

(a)当初取得価額

67円

(b)取得価額の修正

取得価額は、平成22年10月1日以降平成36年9月30日まで、毎年10月1日（以下、本項においてそれぞれ「各取得価額修正日」という。）に、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（以下、本項においてそれぞれ「各時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。）に修正される。（修正後取得価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記の時価算定期間内に、下記(4)で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、下記(4)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）

ただし、上記計算の結果、修正後取得価額が当初取得価額（ただし、下記(4)により調整される。）の70%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。以下、本項において「下限取得価額」という。ただし、下記(4)により調整される。）を下回る場合には下限取得価額をもって、また、修正後取得価額が当初取得価額（ただし、下記(4)により調整される。）を上回る場合には当初取得価額（ただし、下記(4)により調整される。）をもって修正後取得価額とする。

(4) 全てのC種優先株式に共通する事項

非累積条項

ある事業年度においてC種優先株式を有する株主（以下、「C種優先株主」という）またはC種優先株式の登録株式質権者（以下、「C種優先登録株式質権者」という）に対して支払う剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

残余財産の分配

当社の残余財産の分配をするときは、C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主または普通株式の登録株式質権者に先立ち、優先株式1株につき275円を支払う。C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配を行わない。

買受けまたは消却

当社は、いつでもC種優先株式を買い入れ、これを株主に配当する利益をもって当該買入価額により消却することができる。

議決権

C種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

新株引受権等

C種優先株式について、株式の併合または分割を行わない。また、C種優先株主に対しては、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式または新株予約権の無償割当てを行わない。

取得価額の調整

取得価額は、C種優先株式発行後、当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または処分する場合に、次に定める算式（以下、「取得価額調整式」という。）により調整され、その他一定の場合にも取得価額調整式その他一定の算式により調整されるほか、合併等により取得価額の調整を必要とする場合には、当社の取締役会が適当と判断する額に調整される。取得価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切上げる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

C種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数

C種優先株式の取得と引換えに交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\frac{\text{引換えに交付すべき普通株式数}}{\text{普通株式数}} = \frac{\text{株主が取得を請求したC種優先株式の払込金額の総額}}{\text{取得価額}}$$

交付すべき株式数の算出にあたっては、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

C種優先株式の取得条項に関する定め

取得請求期間中に取得請求のなかったC種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下、「一斉取得日」という。）に当社が当該株式の全部を取得するのと引換えに、C種優先株主に対し、優先株式1株の払込金相当額を、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。以下、「一斉取得価額」という。）で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

この場合、一斉取得価額が各C種優先株式における下限取得価額を下回る場合には下限取得価額をもって、また、一斉取得価額が上限取得価額を上回る場合には上限取得価額をもって一斉取得価額とする。上限取得価額とは、当初取得価額に等しい金額（ただし、上記により調整される。）をいう。

前記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

優先順位

当社の発行する各種の優先株式の優先配当金ならびに残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法341条ノ2の規定に基づき発行した新株予約権付社債は、以下のとおりである。

平成17年12月8日発行 第2回無担保転換社債型新株予約権付社債

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	90	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	86,621,751(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	103.9(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成17年12月9日 ~平成19年12月6日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 103.9(注)2 資本組入額 52.0	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。	同左
新株予約権付社債の残高(百万円)	9,000	同左
代用払込みに関する事項	-	-

(注)

1 飛鳥建設株式会社第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)の残高を発行価格で除して得られた最大整数で表示している。

2 発行価格の修正

本新株予約権付社債の発行後、毎月第2及び第4金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、発行価格は、決定日(当日を含む。)までの5連続取引日(本項において「取引日」は、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引に係る売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)が算出されない日を含まない。また、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の毎日のVWAPの平均値の90%に相当する金額(以下「決定日価額」という。)に修正される。時価算定期間内に、下記で定める発行価格の調整事由が生じた場合には、修正後の発行価格は、当社が適当と判断する値に調整される。かかる算出の結果、決定日価額が103.9円(ただし、下記による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後の発行価格は下限発行価格とし、決定日価額が415.7円(ただし、下記による調整を受ける。)を上回る場合には、修正後の発行価格は上限発行価格とする。

発行価格の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額または処分価額で当社普通株式を交付する場合(ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換または行使による場合を除く。)には、次に定める算式をもって発行価格を調整する。なお、次式において、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式数から、当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後} \\
 \text{発行価額}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 \text{調整前} \\
 \text{発行価額}
 \end{array}
 \times
 \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{1株当たりの発行・処分価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、発行価格は、当社普通株式の分割もしくは併合または時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換されるもしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる権利(新株予約権を含む。)を付与された証券(新株予約権付社債を含む。)の発行が行われる場合等にも適宜調整される。

3 新株予約権の行使の条件

当社が下記もしくはにより本社債を繰上償還する場合または当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、償還日または期限の利益の喪失日以後本新株予約権を行使することはできない。当社が下記記載の本新株予約権の社債権者の請求により本社債を繰上償還する場合には、本新株予約権付社債券が償還金支払場所に提出された時以降、本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

当社は、平成19年11月7日までに当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、本新株予約権の社債権者(以下「本社債権者」という。)に対して、償還日から

30日以上60日以内の事前通知を行った上で、当該株式交換または株式移転の効力発生日以前に、残存する本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき金100円で繰上償還することができる。

当社は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、本社債権者に対し10銀行営業日前までに事前通知を行った上で、残存本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき金100円で繰上償還することができる。

本社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、その保有する本社債の全部または一部を額面100円につき金100円で繰上償還することを当社に対し請求する権利を有する。本社債権者は、当該権利を行使するために、当該償還期日の10銀行営業日前までに、所定の償還請求書に償還を受けようとする本社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、当該本新株予約権付社債券を添えて償還金支払場所に預託しなければならない。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成18年 5月 9日 1	56,980,056	515,641,112	3,019	33,441	2,980	31,276
平成18年 6月29日 2		515,641,112		33,441	28,296	2,980
平成18年 8月 8日 3		515,641,112	27,921	5,519		2,980

- (注) 1 発行済株式総数の増加は、新株予約権の行使によるものである。
2 資本準備金の減少は、第63期定時株主総会における損失処理案承認による取崩しである。
3 資本金の減少は、第63期定時株主総会の決議に基づく欠損金の填補及びその他資本剰余金への繰り入れによるものである。

(4) 【大株主の状況】

普通株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
メリルリンチ インターナショナル エクイティ デリバティブス (常任代理人 メリルリンチ日本証券(株))	MERRILL LYNCH FINANCIAL CENTRE, 2 KING EDWARD STREET, LONDON EC1A 1HQ (東京都中央区日本橋1-4-1)	18,103	4.54
トビシマ共栄会	東京都千代田区三番町2番地	16,167	4.05
チェース マンハッタン バンク ジーティーエス クライアント アカウント エスクロウ (常任代理人 (株)みずほコーポレート銀行兜町証 券決済業務室)	5TH FLOOR, TRINITY TOWER 9, THOMAS MORE STREET LONDON, E1W 1YT, UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋兜町6-7)	8,562	2.15
飛鳥建設株式会社自社株投資会	東京都千代田区三番町2番地	8,413	2.11
株式会社E & C S	東京都千代田区麹町2-12	7,825	1.96
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	5,797	1.45
日本マスタートラスト信託銀行株 式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	5,223	1.31
バンク オブ ニューヨーク ジ ーシーエム クライアント アカ ウンツ イー アイエスジー (常任代理人 (株)三菱東京UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2-7-1)	3,788	0.95
ドイチェ バンク アーゲー ロ ンドン ビービー ノントリテイ ー クライアント 613 (常任代理人 ドイツ証券(株))	WINCHESTER HOUSE 1 GREAT WINCHESTER STREET LONDON EC2N 2DB, UK (東京都千代田区永田町2-11-1)	3,603	0.90
大和証券株式会社	東京都千代田区大手町2-6-4	2,975	0.75
計		80,459	20.17

- (注) 1 メリルリンチ日本証券(株)から、平成18年10月13日に大量保有報告書(変更報告書)の提出があり(報告義務発生日 平成18年9月30日)、メリルリンチ・インターナショナル、メリルリンチ日本証券(株)及びメリルリンチ・ピアース・フェナー・アンド・スミス・インコーポレーテッドが、それぞれ18,331千株、242千株、175千株を保有している旨の報告を受けているが、当中間期末現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができないため、上記「大株主の状況」では平成18年9月30日現在の株主名簿に基づいて記載している。
- 2 (株)E & C Sが所有している株式については、会社法施行規則第67条の規定により議決権を有していない。
- 3 当中間期末現在における、日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)の信託業務に係る株式数については、当社として把握することはできない。
- 4 UBS証券会社東京支店から、平成18年10月10日に大量保有報告書(変更報告書)の提出があり(報告義務発生日 平成18年10月3日)、ユービーエス・エイ・ジー(銀行)、UBS証券会社東京支店及びUBS Securities LLCが、それぞれ14,641千株(保有潜在株式数86,621千株)、6,258千株、129千株を保有している旨の報告を受けている。

A種優先株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	4,300	100.00
計		4,300	100.00

B種優先株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	3,300	100.00
計		3,300	100.00

C種優先株式

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	50,908	46.67
ゴールドマン・サックス・インターナショナル (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, U.K. (東京都港区六本木6-10-1)	29,242	26.80
モルガン・スタンレー証券株式会社	東京都渋谷区恵比寿4-20-3	21,818	20.00
リーマン・ブラザーズアジア キャピタルカンパニー (常任代理人 リーマン・ブラザーズ証券会社)	26/F TWO INTERNATIONAL FINANCE CENTER 8 FINANCE STREET CENTRAL HONG KONG (東京都港区六本木6-10-1)	6,000	5.50
大和生命保険株式会社	東京都千代田区内幸町1-1-7	1,121	1.03
計		109,089	100.00

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成18年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 116,689,000		「1(1) 発行済株式」の 「内容」の記載を参照
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 49,500 (相互保有株式) 普通株式 7,825,500		権利内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 389,867,500	779,735	同上
単元未満株式	普通株式 1,209,612		一単元(500株)未満の株式
発行済株式総数	515,641,112		
総株主の議決権		779,735	

(注) 上記「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が936,000株含まれている。
また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数1,872個含まれている。

【自己株式等】

平成18年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 飛鳥建設株式会社	東京都千代田区三番町2番地	49,500		49,500	0.01
(相互保有株式) 株式会社E & C S	東京都千代田区麹町2-12	7,825,500		7,825,500	1.52
計		7,875,000		7,875,000	1.53

(注) この他株主名簿上は当社名義となっているが、実質的に所有していない株式が6,500株(議決権13個)ある。
なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の欄に含めている。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成18年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	142	126	104	100	108	107
最低(円)	111	91	81	78	84	83

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はない。

「ご参考 執行役員について」

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までの執行役員の異動は、次のとおりである。

(退任)

役名	職名	氏名	異動年月日
執行役員常務	土木本部担当	脇 阪 銃 三	平成18年 8月31日

(役職の異動)

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
執行役員常務 管理本部長	執行役員常務 管理本部長 コンプライアンス担当	宮 山 好 實	平成18年10月 1日
執行役員常務 建築本部長	執行役員常務 建築本部長 関東建築支店長	大 丁 佳 雄	平成18年10月 1日
執行役員 経営本部副本部長 経営監理室担当	執行役員 経営本部副本部長	篠 部 正 博	平成18年10月 1日

(注) は取締役兼務者である。

第5 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に準拠して作成し、「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)に準じて記載している。

なお、前中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成している。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に準拠して作成し、「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)に準じて記載している。

なお、前中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成している。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)及び当中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)及び当中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間財務諸表について、監査法人トーマツにより中間監査を受けている。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
現金預金	1	8,838		37,667		42,395	
受取手形・完成工事 未収入金等	2	62,694		69,940		67,433	
未成工事支出金等		11,932		12,860		7,917	
たな卸不動産	3	2,360		1,977		2,203	
繰延税金資産		2,222		1,859		2,306	
未収入金		21,514		22,432		23,193	
その他	4	3,078		3,063		1,545	
貸倒引当金		1,533		1,736		1,705	
流動資産合計		111,109	79.7	148,066	84.4	145,290	84.0
固定資産							
有形固定資産							
建物・構築物	5	9,015				8,759	
土地	6	7,600				7,593	
その他	7	615		16,645		557	
有形固定資産計		17,232		16,645		16,911	
無形固定資産		1,047		1,090		1,064	
投資その他の資産							
その他	8	16,938		16,124		16,311	
貸倒引当金		6,942		6,671		6,702	
投資その他の資産計		9,996		9,452		9,609	
固定資産合計		28,276	20.3	27,188	15.5	27,584	16.0
繰延資産		61	0.0	137	0.1	49	0.0
資産合計		139,447	100	175,392	100	172,924	100

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
支払手形・工事未払金等	9	62,109		72,989		69,197	
短期借入金		15,748		11,200		11,190	
未成工事受入金等		9,905		10,499		8,534	
預り金		15,156		16,418		17,747	
引当金		492		1,020		903	
その他		1,563		1,832		1,941	
流動負債合計		104,975	75.3	113,960	65.0	109,515	63.3
固定負債							
新株予約権付社債				9,000		15,000	
長期借入金		28,432		16,205		17,113	
退職給付引当金		5,929		5,803		5,910	
その他		416		460		435	
固定負債合計		34,778	24.9	31,469	17.9	38,458	22.2
負債合計		139,753	100.2	145,429	82.9	147,973	85.5
(少数株主持分)							
少数株主持分	10	879	0.6			932	0.5
(資本の部)							
資本金		20,296	14.5			30,421	17.6
資本剰余金		18,431	13.2			28,306	16.4
利益剰余金		37,956	27.2			32,639	18.9
その他有価証券評価差額金		141	0.1			134	0.1
為替換算調整勘定		1	0.0			1	0.0
自己株式		337	0.2			340	0.2
資本合計		572	0.4			25,883	15.0
負債、少数株主持分 及び資本合計		139,447	100			172,924	100

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
株主資本							
1 資本金				5,519	3.1		
2 資本剰余金				29,635	16.9		
3 利益剰余金				4,169	2.3		
4 自己株式				341	0.2		
株主資本合計				30,644	17.5		
評価・換算差額等							
1 その他有価証券 評価差額金				147	0.1		
2 為替換算調整勘定				2	0.0		
評価・換算差額等合計				149	0.1		
少数株主持分	11			831	0.5		
純資産合計				29,962	17.1		
負債純資産合計				175,392	100		

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
売上高							
完成工事高		69,982		77,467		162,788	
開発事業等売上高		605		951		1,312	
売上高計		70,587	100	78,418	100	164,100	100
売上原価							
完成工事原価		64,865		72,587		147,025	
開発事業等売上原価		455		684		926	
売上原価計		65,320	92.5	73,271	93.4	147,952	90.2
売上総利益							
完成工事総利益		5,117		4,879		15,762	
開発事業等総利益		149		267		385	
売上総利益計		5,266	7.5	5,146	6.6	16,148	9.8
販売費及び一般管理費	1	4,488	6.4	4,677	6.0	9,115	5.5
営業利益		778	1.1	469	0.6	7,033	4.3
営業外収益							
受取利息		26		27		49	
受取配当金		9		11		13	
受取賃貸料				15			
為替差益				10		88	
その他		56		20		89	
営業外収益計		92	0.1	85	0.1	241	0.2
営業外費用							
支払利息		557		310		1,169	
退職給付会計基準 変更時差異償却額		299		299		598	
じん肺損害賠償金				295			
その他		173		122		481	
営業外費用計		1,029	1.4	1,027	1.3	2,249	1.4
経常利益						5,026	3.1
経常損失		159	0.2	472	0.6		

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
特別利益							
償却済債権取立益		16					
貸倒引当金戻入額		85				172	
固定資産売却益	2	0		1		853	
投資有価証券売却益		46				201	
営業譲渡益				275			
その他				24		219	
特別利益計		149	0.2	301	0.4	1,447	0.8
特別損失							
固定資産売却損	3	4		15		82	
固定資産除却損				59			
減損損失	4	8,343				8,343	
災害損失				40			
その他		515		1		1,583	
特別損失計		8,863	12.6	115	0.2	10,008	6.1
税金等調整前 中間(当期)純損失		8,873	12.6	286	0.4	3,535	2.2
法人税、住民税 及び事業税		150	0.2	266	0.3	309	0.2
法人税等調整額		102	0.1	446	0.6	18	0.0
少数株主利益				101	0.1		
少数株主損失		17	0.0			70	0.1
中間(当期)純損失		9,109	12.9	1,101	1.4	3,792	2.3

【中間連結剰余金計算書及び中間連結株主資本等変動計算書】

中間連結剰余金計算書

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		前連結会計年度の 連結剰余金計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
(資本剰余金の部)					
資本剰余金期首残高			15,937		15,937
資本剰余金増加高					
新株予約権の行使に よる増加高		2,493	2,493	12,369	12,369
資本剰余金中間期末 (期末)残高			18,431		28,306
(利益剰余金の部)					
利益剰余金期首残高			28,847		28,847
利益剰余金減少高					
中間(当期)純損失		9,109	9,109	3,792	3,792
利益剰余金中間期末 (期末)残高			37,956		32,639

中間連結株主資本等変動計算書

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	30,421	28,306	32,639	340	25,747
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	3,019	2,980			6,000
資本金の振替	27,921	26,655	1,265		
資本準備金の振替		28,296	28,296		
その他資本剰余金の振替		9	9		
中間純損失			1,101		1,101
自己株式の処分		0		0	0
自己株式の取得				1	1
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	24,901	1,329	28,470	1	4,897
平成18年9月30日残高(百万円)	5,519	29,635	4,169	341	30,644

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	134	1	135	932	24,950
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)					6,000
資本金の振替					
資本準備金の振替					
その他資本剰余金の振替					
中間純損失					1,101
自己株式の処分					0
自己株式の取得					1
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)	12	0	13	101	114
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	12	0	13	101	5,012
平成18年9月30日残高(百万円)	147	2	149	831	29,962

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期) 純損失		8,873	286	3,535
減価償却費		540	468	1,053
減損損失		8,343		8,343
貸倒引当金の増加・ 減少()額		124	0	126
工事損失引当金の増加額			38	307
退職給付引当金の減少額		99	107	118
受取利息及び受取配当金		36	39	63
支払利息		557	310	1,169
為替差益		4	4	17
営業譲渡益			275	
債務繰上償還益				199
投資有価証券売却益		46		200
投資有価証券評価損		3		10
じん肺損害賠償金			295	
訴訟和解金				500
有形固定資産売却損・ 益()		4	13	771
売上債権の減少・ 増加()額		11,912	2,471	7,332
未成工事支出金等の 減少・増加()額		3,574	4,941	439
たな卸不動産の減少額		85	225	243
未収入金の減少額		2,870	769	1,197
長期保証金の減少額				14
未収消費税等の増加額			1,543	
その他資産の減少・ 増加()額		1,068	108	431
仕入債務の増加・ 減少()額		16,280	3,788	9,220
未成工事受入金等の増加額		2,014	1,964	643
預り金の増加・減少()額		395	1,328	2,987
未払消費税等の増加・ 減少()額		1	18	5
その他負債の増加・ 減少()額		291	205	458
その他		40	137	188
小計		3,047	3,279	11,063
利息及び配当金の受取額		34	38	51
利息の支払額		537	267	1,035
じん肺損害賠償金支払額		106	30	144
訴訟和解金支払額				500
法人税等の支払額		357	455	221
営業活動による キャッシュ・フロー		4,014	3,994	9,212

		前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動による キャッシュ・フロー				
有形固定資産の取得による 支出		64	76	162
有形固定資産の売却による 収入		89	20	972
無形固定資産の取得による 支出		40	195	242
投資有価証券の取得による 支出			30	66
投資有価証券の売却による 収入		89		472
貸付による支出		4	154	196
貸付金の回収による収入		196	440	394
営業譲渡による収入			275	
その他		13	0	114
投資活動による キャッシュ・フロー		279	281	1,284
財務活動による キャッシュ・フロー				
短期借入金純増加・ 減少()額		1,896	5	1,430
長期借入金の返済による 支出		6,670	909	19,032
新株予約権付社債の発行 による収入				34,925
その他		39	121	4
財務活動による キャッシュ・フロー		4,813	1,025	14,457
現金及び現金同等物に係る 換算差額		8	11	30
現金及び現金同等物 の増加・減少()額		8,540	4,727	24,986
現金及び現金同等物期首残高		17,369	42,355	17,369
現金及び現金同等物 中間期末(期末)残高		8,828	37,628	42,355

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>連結子会社数 4社 連結子会社名 (株)E & C S (株)オフィスネットワーク (株)新日本総合設計 TOBISHIMA BRUNEI SDN. BHD.</p> <p>主要な非連結子会社名 TOBISHIMA PHILIPPINES, INC.</p> <p>非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていない。</p>	<p>連結子会社数 4社 連結子会社名 (株)E & C S (株)オフィスネットワーク (株)新日本総合設計 TOBISHIMA BRUNEI SDN. BHD.</p> <p>主要な非連結子会社名 TOBISHIMA PHILIPPINES, INC.</p> <p>同左</p>	<p>連結子会社数 4社 連結子会社名 (株)E & C S (株)オフィスネットワーク (株)新日本総合設計 TOBISHIMA BRUNEI SDN. BHD.</p> <p>主要な非連結子会社名 TOBISHIMA PHILIPPINES, INC.</p> <p>非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていない。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>持分法適用会社数</p> <p>持分法非適用の主要な非連結子会社名 TOBISHIMA PHILIPPINES, INC.</p> <p>持分法非適用の非連結子会社は、それぞれ中間純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外している。</p>	<p>持分法適用会社数</p> <p>持分法非適用の主要な非連結子会社名 TOBISHIMA PHILIPPINES, INC.</p> <p>同左</p>	<p>持分法適用会社数</p> <p>持分法非適用の主要な非連結子会社名 TOBISHIMA PHILIPPINES, INC.</p> <p>持分法非適用の非連結子会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外している。</p>
3 連結子会社の中間決算日(決算日)等に関する事項	<p>連結子会社 TOBISHIMA BRUNEI SDN. BHD. の中間決算日は6月30日である。中間連結財務諸表の作成に当たっては同中間決算日現在の中間財務諸表を使用している。ただし、7月1日から9月30日までの期間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行うこととしている。</p> <p>上記以外の連結子会社の中間決算日は、中間連結財務諸表提出会社と同一である。</p>	<p>同左</p>	<p>連結子会社 TOBISHIMA BRUNEI SDN. BHD. の決算日は12月31日である。連結財務諸表の作成に当たっては同決算日現在の財務諸表を使用している。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行うこととしている。</p> <p>上記以外の連結子会社の事業年度は、連結財務諸表提出会社と同一である。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法	<p>有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している)</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>たな卸資産 たな卸不動産(販売用不動産) 個別法による原価法 未成工事支出金等(未成工事支出金) 個別法による原価法 未成工事支出金等(材料貯蔵品) 移動平均法による原価法</p>	<p>有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している)</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>たな卸資産 たな卸不動産(販売用不動産) 同左 未成工事支出金等(未成工事支出金) 同左 未成工事支出金等(材料貯蔵品) 同左</p>	<p>有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している)</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>たな卸資産 たな卸不動産(販売用不動産) 同左 未成工事支出金等(未成工事支出金) 同左 未成工事支出金等(材料貯蔵品) 同左</p>
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産 主として定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)は定額法)を採用しているが、一部の国内連結子会社及び在外連結子会社は定額法を採用している。 なお、当社及び国内連結子会社の耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。</p> <p>無形固定資産 定額法を採用している。 なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。 また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用している。</p>	<p>有形固定資産 同左</p> <p>無形固定資産 同左</p>	<p>有形固定資産 同左</p> <p>無形固定資産 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
(3) 重要な引当金の 計上基準	<p>貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。</p> <p>完成工事補償引当金 完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、当中間連結会計期間末に至る1年間の完成工事高について、過去の補償実績を基礎に、将来の見込みを加味して計上している。</p>	<p>貸倒引当金 同左</p> <p>完成工事補償引当金 同左</p> <p>工事損失引当金 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当中間連結会計期間末における未引渡工事の損失見込額を計上している。 従来、工事の進捗により発生した損失見込額を未成工事支出金から控除する方法で処理していたが、前連結会計年度末より新たに工事損失引当金を計上したことを機に、同引当金に含めて計上している。なお、前中間連結会計期間末に未成工事支出金から控除した金額は243百万円である。</p>	<p>貸倒引当金 同左</p> <p>完成工事補償引当金 完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、過去の補償実績を基礎に、将来の見込みを加味して計上している。</p> <p>工事損失引当金 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における未引渡工事の損失見込額を計上している。 従来、工事の進捗により発生した損失見込額を未成工事支出金から控除する方法で処理していたが、当連結会計年度末より新たに工事損失引当金を計上したことを機に、同引当金に含めて計上している。なお、前連結会計年度末及び当中間連結会計期間末に未成工事支出金から控除した金額は、それぞれ79百万円、243百万円である。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上している。 会計基準変更時差異は、15年による均等額を費用処理している。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理している。 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理している。	退職給付引当金 同左	退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。 会計基準変更時差異は、15年による均等額を費用処理している。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理している。 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理している。
(4) 重要なリース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた方法によっている。	同左	同左
(5) その他中間連結財務諸表(連結財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	長期請負工事の収益計上基準 当社は、工期が12ヶ月を超え、且つ請負契約高が3億円以上の工事について、工事進行基準を適用しており、在外連結子会社は、全ての工事について工事進行基準を適用している。 なお、工事進行基準によった完成工事高は50,430百万円である。	長期請負工事の収益計上基準 同左 なお、工事進行基準によった完成工事高は54,021百万円である。	長期請負工事の収益計上基準 同左 なお、工事進行基準によった完成工事高は107,900百万円である。

	前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>繰延資産の処理方法 新株発行費等は、3年間で均等償却している。</p> <p>社債発行費は、3年間で均等償却している。 なお、当中間連結会計期間において転換社債型新株予約権付社債の権利行使による株式への転換が全て行われたため、全額償却している。</p> <p>消費税等の会計処理 消費税等に相当する額の会計処理は、税抜方式によっている。</p>	<p>繰延資産の処理方法 株式交付費は、定額法(3年)により償却している。 なお、前連結会計年度以前に計上した新株発行費等については、株式交付費に振り替え、3年間で均等償却している。 社債発行費は、3年間で均等償却している。</p> <p>消費税等の会計処理 同左</p>	<p>繰延資産の処理方法 新株発行費等は、3年間で均等償却している。</p> <p>社債発行費は、3年間で均等償却している。 なお、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債については、当連結会計年度において、権利行使による株式への転換が全て行われたため、全額償却している。</p> <p>消費税等の会計処理 同左</p>
5 中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなる。</p>	同左	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなる。</p>

会計処理の変更

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間連結会計期間より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用している。これにより税金等調整前中間純損失は8,343百万円増加している。</p> <p>なお、減損損失累計額については、改正後の中間連結財務諸表規則に基づき各資産の金額から直接控除している。</p>	<p>(繰延資産の処理方法) 当中間連結会計期間より、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号)を適用している。</p> <p>前中間連結会計期間において繰延資産に含めて表示していた新株発行費等は、当中間連結会計期間より株式交付費として繰延資産に含めて表示する方法に変更している。</p> <p>株式交付費は、従来3年間で每期均等償却していたが、当中間連結会計期間より、定額法(3年)による月割償却に変更している。ただし、前連結会計年度以前に計上した新株発行費等は、株式交付費に振り替え、3年間で每期均等償却している。この変更に伴う損益に与える影響は軽微である。</p> <p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間連結会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用している。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は、30,793百万円である。</p>	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当連結会計年度より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用している。これによる税金等調整前当期純損失に与える影響額は8,343百万円である。</p> <p>なお、減損損失累計額については、改正後の連結財務諸表規則に基づき各資産の金額から直接控除している。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
	<p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則により作成している。</p>	

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)
<p>(中間連結損益計算書) 「たな卸不動産評価損」(当中間連結会計期間84百万円)は特別損失の総額の100分の10以下となったため、当中間連結会計期間は特別損失の「その他」に含めて表示している。</p>	<p>(中間連結貸借対照表)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「建物・構築物」(当中間連結会計期間末8,569百万円)は、総資産額の100分の5以下となったため、当中間連結会計期間は、有形固定資産の「その他」に含めて表示している。 2 「土地」(当中間連結会計期間末7,593百万円)は、総資産額の100分の5以下となったため、当中間連結会計期間は、有形固定資産の「その他」に含めて表示している。 <p>(中間連結損益計算書)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「受取賃貸料」は営業外収益の100分の10を超えたため、区分掲記した。なお、前中間連結会計期間は営業外収益の「その他」に3百万円含めて表示している。 2 「貸倒引当金戻入額」(当中間連結会計期間24百万円)は特別利益の総額の100分の10以下となったため、当中間連結会計期間は特別利益の「その他」に含めて表示している。 3 「固定資産除却損」は特別損失の100分の10を超えたため、区分掲記した。なお、前中間連結会計期間は特別損失の「その他」に2百万円含めて表示している。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
1 5、7 有形固定資産減価償却累計額 11,102百万円	1 7 有形固定資産減価償却累計額 10,268百万円	1 5、7 有形固定資産減価償却累計額 10,831百万円
2 (イ) 下記の資産は、長期借入金5,046百万円及び短期借入金11,193百万円の担保に供している。	2 (イ) 下記の資産は、長期借入金3,500百万円及び短期借入金7,971百万円の担保に供している。	2 (イ) 下記の資産は、長期借入金3,600百万円及び短期借入金8,100百万円の担保に供している。
1 現金預金(別段預金) 2,836百万円	1 現金預金(別段預金) 5,215百万円	1 現金預金(別段預金) 5,811百万円
2 受取手形 7,363	2 受取手形 4,983	2 受取手形 4,387
3 たな卸不動産 1,980	3 たな卸不動産 1,707	3 たな卸不動産 1,827
5 建物・構築物 2,704	7 有形固定資産の「その他」 7,015	5 建物・構築物 2,578
6 土地 5,434	8 投資その他の資産の「その他」 1,694	6 土地 4,493
8 投資その他の資産の「その他」(投資有価証券他) 2,022	(投資有価証券他) 1,694	8 投資その他の資産の「その他」(投資有価証券他) 1,676
計 22,341	計 20,616	計 20,775
上記の資産のうち土地1,131百万円については、工事請負契約の履行等に対する保証金又はその代用としても併せて差入れている。	上記の資産のうち土地197百万円については、工事請負契約の履行等に対する保証金又はその代用としても併せて差入れている。	上記の資産のうち土地197百万円については、工事請負契約の履行等に対する保証金又はその代用としても併せて差入れている。
(ロ) 下記の資産は、ファクタリング契約等に対する保証金又はその代用として差入れている。	(ロ) 下記の資産は、営業保証金等として差入れている。	(ロ) 下記の資産は、営業保証金等に対する保証金又はその代用として差入れている。
8 投資その他の資産の「その他」(投資有価証券) 278百万円	8 投資その他の資産の「その他」(投資有価証券) 64百万円	8 投資その他の資産の「その他」(投資有価証券) 64百万円
3 偶発債務(保証債務等) 下記の会社等の金融機関借入金等に対して、次のとおり保証を行っている。	3 偶発債務(保証債務等) 下記の会社等の金融機関借入金、手付金に対して、次のとおり保証を行っている。	3 偶発債務(保証債務等) 下記の会社等の金融機関借入金等に対して、次のとおり保証を行っている。
従業員(住宅ローン) 136百万円	(株)アーバンコーポレイション(手付金) 396百万円	従業員(住宅ローン) 119百万円
(株)パートナーズアンドアソシエイツ(手付金) 37	(株)タカラレーベン(手付金) 375	(株)タカラレーベン(手付金) 98
(株)タカラレーベン(手付金) 23	(株)クレ・コーポレーション(手付金) 300	その他6件 148
合計 196	(株)フォーユー(手付金) 117	合計 367
	従業員(住宅ローン) 101	
	その他3件 84	
	合計 1,375	
4	4	4 受取手形割引高 1,560百万円
5 受取手形裏書譲渡高 152百万円	5	5

前中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年3月31日)
<p>6</p> <p>7 10 連結子会社が保有する自己株式のうち少数株主持分相当額1,010百万円については、少数株主持分から控除している。</p> <p>8 当企業集団の財産及び損益の状況を適正に判断するために必要な事項 (株)ナナトミの連帯保証債務の履行請求について 当社は、(株)ナナトミが平成3年1月16日、東京地方裁判所に和議手続開始の申立をした際、その和議条件において、和議債務者の和議条件に基づく支払いにつき4,543百万円を限度として連帯保証をした。 平成14年4月22日付で蛇の目ミシン工業(株)が(株)ナナトミに対し請求しうる和議債権額は、4,788百万円であるとして、当社の和議債権者に対する4,543百万円の連帯保証債務の履行を求めた訴訟の提起を受けた。なお、同社は、平成15年6月30日に請求額を3,245百万円に減縮している。 平成16年12月20日に東京地方裁判所より蛇の目ミシン工業(株)の請求を棄却する、という判決が下されたが、その判決言渡を不服として、当社は平成16年12月27日付で蛇の目ミシン工業(株)より訴訟の提起(控訴)を受けた。 平成17年5月25日に口頭弁論を終結したものの、裁判所の強い勧告により同年7月11日に和解期日が開かれ判決期日が延期された。 和解手続は、蛇の目ミシン工業(株)が698百万円、当社が350百万円の和解額を提示し、現在、交渉中である。</p>	<p>6 中間連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理している。 なお、当中間連結会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が中間連結会計期間末残高に含まれている。</p> <p>2 受取手形 842百万円</p> <p>4 営業外受取手形 0 (流動資産の「その他」)</p> <p>9 支払手形 2,366</p> <p>7 11 連結会社が保有する自己株式のうち少数株主持分相当額1,010百万円については、少数株主持分から控除している。</p> <p>8</p>	<p>6</p> <p>7 10 連結子会社が保有する自己株式のうち少数株主持分相当額1,010百万円については、少数株主持分から控除している。</p> <p>8 当企業集団の財産及び損益の状況を適正に判断するために必要な事項 (株)ナナトミの連帯保証債務の履行請求について 当社は、(株)ナナトミが平成3年1月16日、東京地方裁判所に和議手続開始の申立をした際、その和議条件において、和議債務者の和議条件に基づく支払いにつき4,543百万円を限度として連帯保証をした。 平成14年4月22日付で蛇の目ミシン工業(株)が(株)ナナトミに対し請求しうる和議債権額は、4,788百万円であるとして、当社の和議債権者に対する4,543百万円の連帯保証債務の履行を求めた訴訟の提起を受けた。なお、同社は、平成15年6月30日に請求額を3,245百万円に減縮している。 平成16年12月20日に東京地方裁判所より蛇の目ミシン工業(株)の請求を棄却する、という判決が下されたが、その判決言渡を不服として、当社は平成16年12月27日付で蛇の目ミシン工業(株)より訴訟の提起(控訴)を受けた。 控訴審は、平成17年5月25日に弁論が終結し、裁判所からの和解勧告により、和解期日を重ねてきたところ、平成18年3月8日の期日において、当社が蛇の目ミシン工業(株)に対し、平成18年3月31日限りで金500百万円を支払うことで和解が成立した。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																								
<p>1 1 このうち、主要な費目及び金額は、次のとおりである。 従業員給与手当 1,849百万円</p> <p>2 2 固定資産売却益の内訳は、次のとおりである。 機械装置 0百万円</p> <p>3 3 固定資産売却損の内訳は、次のとおりである。 土地 3百万円 機械装置 1 計 4</p> <p>4 当社グループの完成工事高は、通常の営業の形態として、上半期に比べ下半期に完成する工事の割合が大きいため、連結会計年度の上半期の完成工事高と下半期の完成工事高との間に著しい相違があり、上半期と下半期の業績に季節的変動がある。</p> <p>5 4 減損損失 当社グループは、当中間連結会計期間において、以下の資産について減損損失を計上した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賃貸用資産</td> <td>土地等</td> <td>東京都他</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>遊休資産</td> <td>土地等</td> <td>山梨県他</td> <td>3件</td> </tr> </tbody> </table> <p>減損損失を認識した賃貸用資産及び遊休資産については、それぞれ個別の物件毎にグルーピングしている。 賃貸用資産及び遊休資産の地価の下落等により、上記資産または資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(8,343百万円)として特別損失に含めて計上した。その内訳は、賃貸用資産7,332百万円(建物225百万円、土地6,281百万円、無形固定資産825百万円)、遊休資産1,010百万円(建物100百万円、土地910百万円)である。</p>	用途	種類	場所	件数	賃貸用資産	土地等	東京都他	6件	遊休資産	土地等	山梨県他	3件	<p>1 1 このうち、主要な費目及び金額は、次のとおりである。 従業員給与手当 1,955百万円</p> <p>2 2 固定資産売却益の内訳は、次のとおりである。 建物 0百万円 機械装置 1 その他 0 計 1</p> <p>3 3 固定資産売却損の内訳は、次のとおりである。 機械装置 10百万円 その他 5 計 15</p> <p>4 同左</p> <p>5</p>	<p>1 1 このうち、主要な費目及び金額は、次のとおりである。 従業員給与手当 3,758百万円</p> <p>2 2 固定資産売却益の内訳は、次のとおりである。 土地 851百万円 その他 1 計 853</p> <p>3 3 固定資産売却損の内訳は、次のとおりである。 建物 65百万円 機械装置 12 その他 4 計 82</p> <p>4</p> <p>5 4 減損損失 当社グループは、当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賃貸用資産</td> <td>土地等</td> <td>東京都他</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>遊休資産</td> <td>土地等</td> <td>山梨県他</td> <td>3件</td> </tr> </tbody> </table> <p>減損損失を認識した賃貸用資産及び遊休資産については、それぞれ個別の物件毎にグルーピングしている。 賃貸用資産及び遊休資産の地価の下落等により、上記資産または資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(8,343百万円)として特別損失に計上した。その内訳は、賃貸用資産7,332百万円(建物225百万円、土地6,281百万円、無形固定資産825百万円)、遊休資産1,010百万円(建物100百万円、土地910百万円)である。</p>	用途	種類	場所	件数	賃貸用資産	土地等	東京都他	6件	遊休資産	土地等	山梨県他	3件
用途	種類	場所	件数																							
賃貸用資産	土地等	東京都他	6件																							
遊休資産	土地等	山梨県他	3件																							
用途	種類	場所	件数																							
賃貸用資産	土地等	東京都他	6件																							
遊休資産	土地等	山梨県他	3件																							

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
なお、当該資産または資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定している。正味売却価額は、不動産鑑定士による不動産鑑定評価額から処分費用見込額を差引いて算定している。		なお、当該資産または資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定している。正味売却価額は、不動産鑑定士による不動産鑑定評価額から処分費用見込額を差引いて算定している。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間末 株式数(千株)
普通株式	341,972	56,980		398,952
第一回A種優先株式	4,300			4,300
第一回B種優先株式	3,300			3,300
第一回C種優先株式	36,363			36,363
第二回C種優先株式	36,363			36,363
第三回C種優先株式	36,363			36,363
合計	458,661	56,980		515,641

(注) 普通株式の増加は、新株予約権の行使によるものである。

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間末 株式数(千株)
普通株式	1,985	14	1	1,998

(注) 1 増加は、単元未満株式の買取りによるものである。

2 減少は、単元未満株式の買増請求に基づく売渡しによるものである。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項なし

4 配当に関する事項

該当事項なし

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成17年9月30日)	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年9月30日)	1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年3月31日)
現金預金勘定 8,838百万円 預入期間が3か月を超える 10 定期預金 <hr/> 現金及び現金同等物 8,828	現金預金勘定 37,667百万円 預入期間が3か月を超える 39 定期預金 <hr/> 現金及び現金同等物 37,628	現金預金勘定 42,395百万円 預入期間が3か月を超える 39 定期預金 <hr/> 現金及び現金同等物 42,355
		2 重要な非資金取引の内容 新株予約権の行使による増加額及び減少額は次のとおりである。 資本金の増加額 12,630百万円 資本準備金の増加額 12,369 <hr/> 新株予約権付社債の減少額 25,000

[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)																																																
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>151</td> <td>92</td> <td>59</td> </tr> <tr> <td>工具器具・備品</td> <td>33</td> <td>13</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>184</td> <td>105</td> <td>79</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 35百万円 1年超 43 合計 79</p> <p>なお、取得価額相当額及び未経過リース料中間期末残高相当額の算定は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法による。</p> <p>支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 22百万円 減価償却費相当額 22</p> <p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。</p> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略している。</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	車両運搬具	151	92	59	工具器具・備品	33	13	19	合計	184	105	79	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>108</td> <td>66</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>工具器具・備品</td> <td>38</td> <td>8</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>146</td> <td>74</td> <td>72</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 29百万円 1年超 42 合計 72</p> <p>同左</p> <p>支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 17百万円 減価償却費相当額 17</p> <p>減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>(減損損失について) 同左</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	車両運搬具	108	66	42	工具器具・備品	38	8	29	合計	146	74	72	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両運搬具</td> <td>138</td> <td>88</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>工具器具・備品</td> <td>42</td> <td>11</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>180</td> <td>100</td> <td>79</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額 1年内 33百万円 1年超 46 合計 79</p> <p>なお、取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額の算定は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法による。</p> <p>支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 38百万円 減価償却費相当額 38</p> <p>減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>(減損損失について) 同左</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	車両運搬具	138	88	49	工具器具・備品	42	11	30	合計	180	100	79
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																															
車両運搬具	151	92	59																																															
工具器具・備品	33	13	19																																															
合計	184	105	79																																															
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																															
車両運搬具	108	66	42																																															
工具器具・備品	38	8	29																																															
合計	146	74	72																																															
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																															
車両運搬具	138	88	49																																															
工具器具・備品	42	11	30																																															
合計	180	100	79																																															

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末(平成17年9月30日)

有価証券

1 その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	471	638	167
(2) 債券			
国債・地方債等	59	59	0
社債			
その他			
(3) その他			
合計	531	698	167

2 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額

(1) その他有価証券

 非上場株式 3,423百万円

(2) 非連結子会社株式 0百万円

当中間連結会計期間末(平成18年9月30日)

有価証券

1 その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	251	434	183
(2) 債券			
国債・地方債等	59	59	0
社債			
その他			
(3) その他			
合計	311	494	183

2 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額

(1) その他有価証券

 非上場株式 3,502百万円

(2) 非連結子会社株式 0百万円

前連結会計年度末(平成18年3月31日)

有価証券

1 その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	251	413	162
(2) 債券			
国債・地方債等	59	59	0
社債			
その他			
(3) その他			
合計	311	472	161

2 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額

(1) その他有価証券

 非上場株式 3,472百万円

(2) 非連結子会社株式 0百万円

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末(平成17年9月30日)、当中間連結会計期間末(平成18年9月30日)及び前連結会計年度末(平成18年3月31日)

当社グループは、デリバティブ取引を行っていないので、該当事項はない。

[前へ](#)

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

	建設事業 (百万円)	開発事業等 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	69,982	605	70,587		70,587
(2) セグメント間の内部 売上高		51	51	(51)	
計	69,982	656	70,638	(51)	70,587
営業費用	68,123	546	68,670	1,139	69,809
営業利益	1,858	109	1,968	(1,190)	778

(注) 1 事業区分の方法及び各区分に属する主要な事業内容

(1) 事業区分の方法

日本標準産業分類及び連結損益計算書の売上集計区分を勘案して区分した。

(2) 各区分に属する主要な事業内容

建設事業：土木・建築その他建設工事全般に関する事業

開発事業等：不動産開発・住宅販売事業・不動産賃貸・保険代理店等に関する事業

2 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は1,190百万円である。その主なものは、提出会社本社の管理部、財務部及び経理部等に係る費用である。

当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	建設事業 (百万円)	開発事業等 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	77,467	951	78,418		78,418
(2) セグメント間の内部 売上高		55	55	(55)	
計	77,467	1,007	78,474	(55)	78,418
営業費用	75,961	805	76,767	1,182	77,949
営業利益	1,505	202	1,707	(1,238)	469

(注) 1 事業区分の方法及び各区分に属する主要な事業内容

(1) 事業区分の方法

日本標準産業分類及び連結損益計算書の売上集計区分を勘案して区分した。

(2) 各区分に属する主要な事業内容

建設事業：土木・建築その他建設工事全般に関する事業

開発事業等：不動産開発・住宅販売事業・不動産賃貸・保険代理店等に関する事業

2 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は1,238百万円である。その主なものは、提出会社本社の管理部、財務部及び経理部等に係る費用である。

前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

	建設事業 (百万円)	開発事業等 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社(百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	162,788	1,312	164,100		164,100
(2) セグメント間の 内部売上高		107	107	(107)	
計	162,788	1,420	164,208	(107)	164,100
営業費用	153,626	1,144	154,771	2,296	157,067
営業利益	9,162	275	9,437	(2,404)	7,033

(注) 1 事業区分の方法及び各区分に属する主要な事業内容

(1) 事業区分の方法

日本標準産業分類及び連結損益計算書の売上集計区分を勘案して区分した。

(2) 各区分に属する主要な事業内容

建設事業：土木・建築その他建設工事全般に関する事業

開発事業等：不動産開発・住宅販売事業・不動産賃貸・保険代理店等に関する事業

2 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は2,404百万円である。その主なものは、提出会社本社の管理部、財務部及び経理部等に係る費用である。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)、当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)及び前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

全セグメントの売上高の合計に占める「本邦」の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略した。

【海外売上高】

前中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)、当中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)及び前連結会計年度(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)

海外売上高が連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略した。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
1株当たり純資産額 170.63円	1株当たり純資産額 0.98円	1株当たり純資産額 15.57円
1株当たり中間純損失 61.37円	1株当たり中間純損失 2.91円	1株当たり当期純損失 21.30円
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失が計上されているため記載していない。	なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、1株当たり中間純損失が計上されているため記載していない。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失が計上されているため記載していない。

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前中間連結会計期間末 (平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成18年 9月30日)	前連結会計年度末 (平成18年 3月31日)
純資産の部の合計額 (百万円)		29,962	
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)		30,351	
(うち少数株主持分 (百万円))		831	
(うち優先株式発行金額 (百万円))		31,139	
(うち第一回B種優先株式に係る利益処分による優先配当額 (要支払額) (百万円))		43	
普通株式に係る中間期末の純資産額 (百万円)		388	
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数 (千株)		396,953	

2 1株当たり中間(当期)純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
中間(当期)純損失 (百万円)	9,109	1,101	3,792
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	5	5	10
(うち第一回B種優先株式に係る利益処分による優先配当額 (要支払額) (百万円))	5	5	10
普通株式に係る中間(当期)純損失 (百万円)	9,114	1,106	3,803
普通株式の期中平均株式数 (千株)	148,534	380,680	178,526
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	A種優先株式4,300千株、B種優先株式3,300千株及びC種優先株式109,089千株。これらの詳細は、「株式等の状況」に記載のとおり。	同左	同左

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
<p>当社は、平成17年11月22日開催の取締役会において、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）の発行を決議し、平成17年12月8日に発行した。その概要は次のとおりである。</p> <p>(1)発行総額 35,000百万円</p> <p>(2)発行価額 額面100円につき金100円 ただし、本新株予約権は無償にて発行するものとする。</p> <p>(3)利率(%) 本社債には利息を付さない。</p> <p>(4)払込期日 平成17年12月8日</p> <p>(5)償還の方法及び期限 本社債は、平成19年12月7日にその総額を償還する。</p> <p>当社は、平成19年11月7日までに当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、本新株予約権付社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）に対して、償還日から30日以上60日以内の事前通知を行った上で、当該株式交換または株式移転の効力発生日以前に、残存する本社債の全部（一部は不可）を額面100円につき金100円で繰上償還することができる。</p> <p>当社は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、本社債権者に対し10銀行営業日前までに事前通知を行った上で、残存本社債の全部または一部を額面100円につき金100円で繰上償還することができる。</p> <p>本社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、その保有する本社債の全部または一部を額面100円につき金100円で繰上償還することを当社に対し請求する権利を有する。本社債権者は、当該権利を</p>		

前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
<p>行使するために、当該償還期日の10銀行営業日前までに、所定の償還請求書に償還を受けようとする本社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、当該本新株予約権付社債券を添えて下記 記載の償還金支払場所に預託しなければならない。</p> <p>償還金支払事務取扱者（償還金支払場所） 飛鳥建設株式会社管理本部管理部</p> <p>(6)本新株予約権の内容</p> <p>本社債に付された本新株予約権の数</p> <p>各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計350個の本新株予約権を発行する。</p> <p>本新株予約権の目的である株式の種類及び数</p> <p>本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行しまたはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下、当社普通株式の発行または移転を「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を下記 2. 記載の転換価額（ただし、下記 または によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額）で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>本新株予約権の行使請求期間</p> <p>本社債権者は、平成17年12月9日から平成19年12月6日までの間、いつでも、本新株予約権の行使を請求することができる。</p> <p>本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額</p> <p>1. 本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの額（以下「転換価額」という。）は、当初203円とする。</p>		

前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
<p>本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の算定理由 本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、本新株予約権 1 個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、当初転換価額は平成17年11月15日から平成17年11月21日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とした。</p> <p>転換価額の修正 本新株予約権付社債の発行後、毎月第 2 及び第 4 金曜日（以下「決定日」という。）の翌取引日以降、転換価額は、決定日（当日を含む。）までの 5 連続取引日（本項において「取引日」は、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引に係る売買高加重平均価格（以下「VWAP」という。）が算出されない日を含まない。また、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの 5 連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。）の毎日のVWAPの平均値の90%に相当する金額（平均値は円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。以下「決定日価額」という。）に修正される。なお、時価算定期間内に、下記 で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後の転換価額は、本新株予約権付社債の社債要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、決定日価額が平成17年12月 8 日に先立つ 5 連続取引日の毎日のVWAPの平均値の50%に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。以下「下限転換価額」という。ただし、下記による調整を受ける。）を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、決定日価額が平成17年12月 8 日に先立つ 5 連続取引日の毎日のVWAPの平</p>		

前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
<p>均値の200%に相当する金額 (円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「上限転換価額」という。ただし、下記による調整を受ける。)を上回る場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とする。</p> <p>転換価額の調整</p> <p>当社は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額または処分価額で当社普通株式を交付する場合(ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使による場合を除く。)には、次に定める算式をもって転換価額を調整する。なお、次式において、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式数から、当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。</p> $\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left(\frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの発行・処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{時 価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>また、転換価額は、当社普通株式の分割もしくは併合または時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換されるもしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる権利(新株予約権を含む。)を付与された証券(新株予約権付社債を含む。)の発行が行われる場合等にも適宜調整される。</p> <p>(7)担保 本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。</p> <p>(8)担保提供制限等 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新</p>		

前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
<p>株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保付社債信託法に基づき担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも同法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、商法第341条ノ2に定められた新株予約権付社債であって、商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の規定に基づき、新株予約権を行使したときに、新株予約権付社債の社債権者から社債の全額の償還に代えて、新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとみなす旨、取締役会で決議されたものをいう。当社が、本社債のために担保権を設定する場合には、当社は、直ちに登記その他必要な手続きを完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第77条の規定に準じて公告する。本新株予約権付社債には担保切替条項等その他一切の財務上の特約は付されていない。</p> <p>(9)資金の用途 発行済優先株式の普通株式への転換による株式希薄化を抑制するための原資及び事業資金に充当する予定である。</p> <p>(10)募集の方法 第三者割当の方法により、UBS AG London Branchに全額を割当てる。</p>	<p>当社は、平成18年10月11日開催の取締役会において、安定的な資金調達基盤の確保及び効率化による財務関連業務コストの削減を目的として、既存長短借入金の一部18,304百万円(平成18年9月30日現在)についてリファイナンスを行うべく、総額19,850百万円のシンジケーション方式によるタームローン契約の締結を決議し、平成18年10月18日に実行した。その概要は次のとおりである。</p> <p>(1)シンジケーション方式タームローン(1年) 組成金額 14,500百万円</p>	

前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
	<p>借入期間 平成19年10月18日(1年間)</p> <p>資金使途 短期運転資金 アレンジャー (株)みずほコーポレート銀行 コ・アレンジャー (株)北陸銀行 エージェント (株)みずほコーポレート銀行 参加金融機関 13金融機関</p> <p>(2) シンジケーション方式ターム ローン(3年) 組成金額 5,350百万円 借入期間 平成21年10月18日(3年間) 資金使途 長期運転資金 アレンジャー (株)みずほコーポレート銀行 コ・アレンジャー (株)北陸銀行 エージェント (株)みずほコーポレート銀行 参加金融機関 6金融機関</p>	<p>1 平成18年 5月 9日付で新株予約 権付社債(第2回無担保転換社債 型新株予約権付社債)6,000百万 円の新株予約権の行使があり、同 日付で、発行済株式総数が56,980 千株増加するとともに、資本金が 3,019百万円増加、資本剰余金 (資本準備金)が2,980百万円増 加している。</p> <p>2 当社は、平成18年 5月29日開催 の取締役会において、繰越損失の 解消及び優先株式消却原資の確保 のため、資本を無償で減少する旨 を決議し、平成18年 6月29日開催 の定時株主総会において承認され た。 減少する資本の額は27,921百万 円であり、債権者異議申述最終期 日は平成18年 8月 7日、減資効力 発生日は平成18年 8月 8日を予定 している。</p>

(2) 【その他】

特記すべき事項なし。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
現金預金	1	8,667		37,446		42,087	
受取手形	2	7,641		6,987		4,775	
完成工事未収入金		55,255		63,401		63,238	
販売用不動産	3	2,360		1,977		2,203	
未成工事支出金		11,697		12,707		7,751	
未収入金		21,903		22,693		23,445	
その他	4	8,796		8,540		7,487	
貸倒引当金		1,532		1,692		1,661	
流動資産合計		114,788	86.8	152,063	90.1	149,328	89.8
固定資産							
有形固定資産	5	8,318		8,064		8,150	
無形固定資産		1,010		1,058		1,030	
投資その他の資産							
その他	6	12,908		12,095		12,281	
貸倒引当金		4,826		4,555		4,586	
投資その他の資産計		8,082		7,539		7,695	
固定資産合計		17,411	13.2	16,661	9.8	16,876	10.2
繰延資産							
		61	0.0	137	0.1	49	0.0
資産合計		132,261	100	168,862	100	166,254	100

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
支払手形	7	15,926		17,692		15,841	
工事未払金		38,794		48,347		46,350	
短期借入金		15,548		11,000		10,990	
未成工事受入金		9,902		10,499		8,534	
預り金		15,041		16,411		17,585	
引当金		492		1,020		904	
その他		1,537		1,713		1,908	
流動負債合計		97,243	73.5	106,684	63.2	102,113	61.4
固定負債							
新株予約権付社債				9,000		15,000	
長期借入金		24,732		12,705		13,513	
退職給付引当金		5,925		5,799		5,906	
その他		417		460		436	
固定負債合計		31,075	23.5	27,965	16.5	34,855	21.0
負債合計		128,318	97.0	134,649	79.7	136,969	82.4
(資本の部)							
資本金							
資本金		20,296	15.4			30,421	18.3
資本剰余金							
1 資本準備金		18,421				28,296	
2 その他資本剰余金		9				9	
資本剰余金合計		18,431	13.9			28,306	17.0
利益剰余金							
中間(当期)未処理損失		34,923				29,571	
利益剰余金合計		34,923	26.4			29,571	17.8
その他有価証券評価差額金		141	0.1			134	0.1
自己株式		2	0.0			5	0.0
資本合計		3,942	3.0			29,285	17.6
負債資本合計		132,261	100			166,254	100

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
株主資本							
1 資本金				5,519	3.3		
2 資本剰余金							
(1) 資本準備金				2,980			
(2) その他資本剰余金				26,655			
資本剰余金合計				29,635	17.5		
3 利益剰余金							
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金				1,084			
利益剰余金合計				1,084	0.6		
4 自己株式				6	0.0		
株主資本合計				34,064	20.2		
評価・換算差額等							
その他有価証券 評価差額金				147	0.1		
評価・換算差額等合計				147	0.1		
純資産合計				34,212	20.3		
負債純資産合計				168,862	100		

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
売上高							
完成工事高		69,728		77,297		162,723	
開発事業等売上高		520		911		1,140	
売上高計		70,249	100	78,208	100	163,864	100
売上原価							
完成工事原価		64,680		72,473		147,104	
開発事業等売上原価		478		719		985	
売上原価計		65,158	92.8	73,193	93.6	148,090	90.4
売上総利益							
完成工事総利益		5,048		4,823		15,618	
開発事業等総利益		42		191		155	
売上総利益計		5,091	7.2	5,015	6.4	15,774	9.6
販売費及び一般管理費		4,295	6.1	4,501	5.8	8,722	5.3
営業利益		795	1.1	514	0.6	7,051	4.3
営業外収益							
受取利息		25		31		57	
その他	1	43		44		159	
営業外収益計		68	0.1	76	0.1	217	0.1
営業外費用							
支払利息		509		265		1,074	
その他	2	473		718		1,081	
営業外費用計		982	1.4	983	1.2	2,156	1.3
経常利益						5,112	3.1
経常損失		117	0.2	393	0.5		
特別利益	3	149	0.2	26	0.0	1,490	0.9
特別損失	4	8,863	12.6	83	0.1	10,008	6.1
税引前中間(当期)純損失		8,831	12.6	450	0.6	3,405	2.1
法人税、住民税 及び事業税		149	0.2	183	0.2	308	0.2
法人税等調整額		98	0.1	451	0.6	14	0.0
中間(当期)純損失		9,079	12.9	1,084	1.4	3,728	2.3
前期繰越損失		25,843				25,843	
中間(当期)未処理損失		34,923				29,571	

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余 金合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	30,421	28,296	9	28,306	29,571	29,571	5	29,150
中間会計期間中の変動額								
新株の発行 (新株予約権の行使)	3,019	2,980		2,980				6,000
資本金の振替	27,921		26,655	26,655	1,265	1,265		
資本準備金の振替		28,296		28,296	28,296	28,296		
その他資本剰余金の振替			9	9	9	9		
中間純損失					1,084	1,084		1,084
自己株式の処分			0	0			0	0
自己株式の取得							1	1
株主資本以外の項目の中間会計 期間中の変動額(純額)								
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	24,901	25,316	26,646	1,329	28,486	28,486	1	4,914
平成18年9月30日残高(百万円)	5,519	2,980	26,655	29,635	1,084	1,084	6	34,064

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	134	134	29,285
中間会計期間中の変動額			
新株の発行 (新株予約権の行使)			6,000
資本金の振替			
資本準備金の振替			
その他資本剰余金の振替			
中間純損失			1,084
自己株式の処分			0
自己株式の取得			1
株主資本以外の項目の中間会計 期間中の変動額(純額)	12	12	12
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	12	12	4,926
平成18年9月30日残高(百万円)	147	147	34,212

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>有価証券 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している)</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>たな卸資産 販売用不動産 個別法による原価法 未成工事支出金 個別法による原価法 開発事業等支出金 個別法による原価法 材料貯蔵品 移動平均法による原価法</p>	<p>有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している)</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>たな卸資産 販売用不動産 同左 未成工事支出金 同左 開発事業等支出金 同左 材料貯蔵品 同左</p>	<p>有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している)</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>たな卸資産 販売用不動産 同左 未成工事支出金 同左 開発事業等支出金 同左 材料貯蔵品 同左</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産 定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法)を採用している。 なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。</p> <p>無形固定資産 定額法を採用している。 なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。 また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用している。</p>	<p>有形固定資産 同左</p> <p>無形固定資産 同左</p>	<p>有形固定資産 同左</p> <p>無形固定資産 同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
3 引当金の計上基準	<p>貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。</p> <p>完成工事補償引当金 完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、当中間会計期間末に至る1年間の完成工事高に対し、過去の補償実績を基礎に、将来の見込みを加味して計上している。</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上している。 なお、会計基準変更時差異は、15年による均等額を費用処理している。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の</p>	<p>貸倒引当金 同左</p> <p>完成工事補償引当金 同左</p> <p>工事損失引当金 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当中間会計期間末における未引渡工事の損失見込額を計上している。 従来、工事の進捗により発生した損失見込額を未成工事支出金から控除する方法で処理していたが、前事業年度末より新たに工事損失引当金を計上したことを機に、同引当金に含めて計上している。なお、前中間会計期間末に未成工事支出金から控除した金額は243百万円である。</p> <p>退職給付引当金 同左</p>	<p>貸倒引当金 同左</p> <p>完成工事補償引当金 完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、過去の補償実績を基礎に、将来の見込みを加味して計上している。</p> <p>工事損失引当金 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における未引渡工事の損失見込額を計上している。 従来、工事の進捗により発生した損失見込額を未成工事支出金から控除する方法で処理していたが、当事業年度末より新たに工事損失引当金を計上したことを機に、同引当金に含めて計上している。なお、前事業年度末及び当中間会計期間末に未成工事支出金から控除した金額は、それぞれ79百万円、243百万円である。</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。 なお、会計基準変更時差異は、15年による均等額を費用処理している。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理している。</p>

	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
4 リース取引の処理方法	<p>年数(5年)による定額法により費用処理している。</p> <p>数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理している。</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた方法によっている。</p>	同左	<p>数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理している。</p> <p>同左</p>
5 その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	<p>完成工事高の計上基準 完成工事高の計上は、工事完成基準によっているが、請負契約高が3億円以上、且つ工期が12ヶ月を超える工事については工事進行基準によっている。</p> <p>工事進行基準によった完成工事高は、50,439百万円である。</p> <p>繰延資産の処理方法 新株発行費等 3年間で均等償却している。</p> <p>社債発行費 3年間で均等償却している。</p> <p>なお、当中間会計期間において転換社債型新株予約権付社債の権利行使による株式への転換が全て行われたため、全額償却している。</p> <p>消費税等の会計処理 消費税等に相当する額の会計処理は、税抜方式によっている。</p>	<p>完成工事高の計上基準 同左</p> <p>工事進行基準によった完成工事高は、53,887百万円である。</p> <p>繰延資産の処理方法 株式交付費 株式交付費は、定額法(3年)により償却している。</p> <p>なお、前事業年度以前に計上した新株発行費等については、株式交付費に振り替え、3年間で均等償却している。</p> <p>社債発行費 3年間で均等償却している。</p> <p>消費税等の会計処理 同左</p>	<p>完成工事高の計上基準 同左</p> <p>工事進行基準によった完成工事高は、108,155百万円である。</p> <p>繰延資産の処理方法 新株発行費等 3年間で均等償却している。</p> <p>社債発行費 3年間で均等償却している。</p> <p>なお、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債については、当事業年度において、権利行使による株式への転換が全て行われたため、全額償却している。</p> <p>消費税等の会計処理 同左</p>

会計処理の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)</p>
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間会計期間より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年 8月 9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 6号 平成15年 10月31日)を適用している。これにより税引前中間純損失は8,343百万円増加している。 なお、減損損失累計額については、改正後の中間財務諸表等規則に基づき各資産の金額から直接控除している。</p>	<p>(繰延資産の会計処理方法) 当中間会計期間より、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年 8月11日 実務対応報告第19号)を適用している。 前中間会計期間において繰延資産に含めて表示していた新株発行費等は、当中間会計期間より株式交付費として繰延資産に含めて表示する方法に変更している。 株式交付費は、従来 3年間で每期均等償却していたが、当中間会計期間より、定額法(3年)による月割償却に変更している。ただし、前事業年度以前に計上した新株発行費等は、株式交付費に振り替え、3年間で每期均等償却している。この変更に伴う損益に与える影響は軽微である。</p> <p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第 5号 平成17年12月 9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第 8号 平成17年12月 9日)を適用している。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は、34,212百万円である。</p>	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当事業年度より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年 8月 9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 6号 平成15年10月 31日)を適用している。これによる税引前当期純損失に与える影響額は 8,343百万円である。 なお、減損損失累計額については、改正後の財務諸表等規則に基づき各資産の金額から直接控除している。</p>

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
	<p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則により作成している。</p>	

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)
<p>(中間貸借対照表) 「土地」(当中間会計期間末4,624百万円)は、総資産の100分の5以下となったため、当中間会計期間末は有形固定資産の「その他」に含めて表示している。</p>	

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)																																																																																		
<p>1 5 有形固定資産の減価償却累計額は、9,523百万円である。</p> <p>2 担保資産 (イ) 下記の資産は、長期借入金1,346百万円及び短期借入金10,993百万円の担保に供している。</p> <table border="0"> <tr> <td>1 現金預金 (別段預金)</td> <td>2,836百万円</td> </tr> <tr> <td>2 受取手形</td> <td>7,363</td> </tr> <tr> <td>3 販売用不動産</td> <td>1,980</td> </tr> <tr> <td>5 有形固定資産</td> <td>7,007</td> </tr> <tr> <td>6 投資その他の資産の「その他」 (投資有価証券他)</td> <td>2,022</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>21,209</td> </tr> </table> <p>上記の資産のうち、受取手形3,900百万円は、(株)オフィスネットワークの借入金3,900百万円の担保に併せて供している。</p> <p>(ロ) 下記の資産は、ファクタリング契約等に対する保証金又はその代用として差入れている。</p> <table border="0"> <tr> <td>6 投資その他の資産の「その他」 (投資有価証券)</td> <td>278百万円</td> </tr> </table> <p>3 偶発債務(保証債務等) 下記の会社等の金融機関借入金、手形債務及び手付金等に対して、次のとおり保証を行っている。</p> <table border="0"> <tr> <td>(株)E & C S (手形・買掛金債務)</td> <td>2,133百万円</td> </tr> <tr> <td>TOBISHIMA BRUNEI SDN.BHD.(契約履行)</td> <td>274</td> </tr> <tr> <td>従業員(住宅ローン)</td> <td>136</td> </tr> <tr> <td>その他2社</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,604</td> </tr> </table>	1 現金預金 (別段預金)	2,836百万円	2 受取手形	7,363	3 販売用不動産	1,980	5 有形固定資産	7,007	6 投資その他の資産の「その他」 (投資有価証券他)	2,022	計	21,209	6 投資その他の資産の「その他」 (投資有価証券)	278百万円	(株)E & C S (手形・買掛金債務)	2,133百万円	TOBISHIMA BRUNEI SDN.BHD.(契約履行)	274	従業員(住宅ローン)	136	その他2社	60	合計	2,604	<p>1 5 有形固定資産の減価償却累計額は、8,421百万円である。</p> <p>2 担保資産 (イ) 下記の資産は、短期借入金7,771百万円の担保に供している。</p> <table border="0"> <tr> <td>1 現金預金 (別段預金)</td> <td>5,215百万円</td> </tr> <tr> <td>2 受取手形</td> <td>4,983</td> </tr> <tr> <td>3 販売用不動産</td> <td>1,707</td> </tr> <tr> <td>5 有形固定資産</td> <td>6,818</td> </tr> <tr> <td>6 投資その他の資産の「その他」 (投資有価証券他)</td> <td>1,694</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>20,418</td> </tr> </table> <p>上記の資産のうち、受取手形3,700百万円は、(株)オフィスネットワークの借入金3,700百万円の担保に併せて供している。</p> <p>(ロ) 下記の資産は、営業保証金等として差入れている。</p> <table border="0"> <tr> <td>6 投資その他の資産の「その他」 (投資有価証券)</td> <td>64百万円</td> </tr> </table> <p>3 偶発債務(保証債務等) 下記の会社等の金融機関借入金、手形債務及び手付金等に対して、次のとおり保証を行っている。</p> <table border="0"> <tr> <td>(株)E & C S (手形・買掛金債務)</td> <td>1,472百万円</td> </tr> <tr> <td>TOBISHIMA BRUNEI SDN.BHD.(契約履行)</td> <td>422</td> </tr> <tr> <td>(株)アーバンコーポレイション(手付金)</td> <td>396</td> </tr> <tr> <td>(株)タカラレーベン (手付金)</td> <td>375</td> </tr> <tr> <td>(株)クレ・コーポレーション(手付金)</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>(株)フォーユー (手付金)</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>従業員(住宅ローン)</td> <td>101</td> </tr> <tr> <td>その他3社</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,270</td> </tr> </table>	1 現金預金 (別段預金)	5,215百万円	2 受取手形	4,983	3 販売用不動産	1,707	5 有形固定資産	6,818	6 投資その他の資産の「その他」 (投資有価証券他)	1,694	計	20,418	6 投資その他の資産の「その他」 (投資有価証券)	64百万円	(株)E & C S (手形・買掛金債務)	1,472百万円	TOBISHIMA BRUNEI SDN.BHD.(契約履行)	422	(株)アーバンコーポレイション(手付金)	396	(株)タカラレーベン (手付金)	375	(株)クレ・コーポレーション(手付金)	300	(株)フォーユー (手付金)	117	従業員(住宅ローン)	101	その他3社	84	合計	3,270	<p>1 5 有形固定資産の減価償却累計額は、9,096百万円である。</p> <p>2 担保資産 (イ) 下記の資産は、短期借入金7,900百万円の担保に供している。</p> <table border="0"> <tr> <td>1 現金預金 (別段預金)</td> <td>5,811百万円</td> </tr> <tr> <td>2 受取手形</td> <td>4,387</td> </tr> <tr> <td>3 販売用不動産</td> <td>1,827</td> </tr> <tr> <td>5 有形固定資産</td> <td>6,874</td> </tr> <tr> <td>6 投資その他の資産の「その他」 (投資有価証券他)</td> <td>1,676</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>20,578</td> </tr> </table> <p>上記の資産のうち、受取手形3,800百万円は、(株)オフィスネットワークの借入金3,800百万円の担保に併せて供している。</p> <p>(ロ) 下記の資産は、営業保証金等に対する保証金又はその代用として差入れている。</p> <table border="0"> <tr> <td>6 投資その他の資産の「その他」 (投資有価証券)</td> <td>64百万円</td> </tr> </table> <p>3 偶発債務(保証債務等) 下記の会社等の金融機関借入金、手形債務及び手付金等に対して、次のとおり保証を行っている。</p> <table border="0"> <tr> <td>(株)E & C S (手形・買掛金債務)</td> <td>1,733百万円</td> </tr> <tr> <td>TOBISHIMA BRUNEI SDN.BHD.(契約履行)</td> <td>499</td> </tr> <tr> <td>従業員(住宅ローン)</td> <td>119</td> </tr> <tr> <td>(株)タカラレーベン (手付金)</td> <td>98</td> </tr> <tr> <td>その他6社</td> <td>148</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,600</td> </tr> </table>	1 現金預金 (別段預金)	5,811百万円	2 受取手形	4,387	3 販売用不動産	1,827	5 有形固定資産	6,874	6 投資その他の資産の「その他」 (投資有価証券他)	1,676	計	20,578	6 投資その他の資産の「その他」 (投資有価証券)	64百万円	(株)E & C S (手形・買掛金債務)	1,733百万円	TOBISHIMA BRUNEI SDN.BHD.(契約履行)	499	従業員(住宅ローン)	119	(株)タカラレーベン (手付金)	98	その他6社	148	合計	2,600
1 現金預金 (別段預金)	2,836百万円																																																																																			
2 受取手形	7,363																																																																																			
3 販売用不動産	1,980																																																																																			
5 有形固定資産	7,007																																																																																			
6 投資その他の資産の「その他」 (投資有価証券他)	2,022																																																																																			
計	21,209																																																																																			
6 投資その他の資産の「その他」 (投資有価証券)	278百万円																																																																																			
(株)E & C S (手形・買掛金債務)	2,133百万円																																																																																			
TOBISHIMA BRUNEI SDN.BHD.(契約履行)	274																																																																																			
従業員(住宅ローン)	136																																																																																			
その他2社	60																																																																																			
合計	2,604																																																																																			
1 現金預金 (別段預金)	5,215百万円																																																																																			
2 受取手形	4,983																																																																																			
3 販売用不動産	1,707																																																																																			
5 有形固定資産	6,818																																																																																			
6 投資その他の資産の「その他」 (投資有価証券他)	1,694																																																																																			
計	20,418																																																																																			
6 投資その他の資産の「その他」 (投資有価証券)	64百万円																																																																																			
(株)E & C S (手形・買掛金債務)	1,472百万円																																																																																			
TOBISHIMA BRUNEI SDN.BHD.(契約履行)	422																																																																																			
(株)アーバンコーポレイション(手付金)	396																																																																																			
(株)タカラレーベン (手付金)	375																																																																																			
(株)クレ・コーポレーション(手付金)	300																																																																																			
(株)フォーユー (手付金)	117																																																																																			
従業員(住宅ローン)	101																																																																																			
その他3社	84																																																																																			
合計	3,270																																																																																			
1 現金預金 (別段預金)	5,811百万円																																																																																			
2 受取手形	4,387																																																																																			
3 販売用不動産	1,827																																																																																			
5 有形固定資産	6,874																																																																																			
6 投資その他の資産の「その他」 (投資有価証券他)	1,676																																																																																			
計	20,578																																																																																			
6 投資その他の資産の「その他」 (投資有価証券)	64百万円																																																																																			
(株)E & C S (手形・買掛金債務)	1,733百万円																																																																																			
TOBISHIMA BRUNEI SDN.BHD.(契約履行)	499																																																																																			
従業員(住宅ローン)	119																																																																																			
(株)タカラレーベン (手付金)	98																																																																																			
その他6社	148																																																																																			
合計	2,600																																																																																			

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
4	4	4 受取手形割引高 1,560百万円
5	<p>5 中間会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理している。</p> <p>なお、当中間会計期間の末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が中間会計期間末残高に含まれている。</p> <p>2 受取手形 842百万円 4 営業外受取手形 0 (流動資産の「その他」) 7 支払手形 1,781</p>	5
6 4 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、その差額を流動資産の「その他」に含めて表示している。	6 同左	6
<p>7 会社の財産及び損益の状況を適正に判断するために必要な事項</p> <p>(株)ナナトミの連帯保証債務の履行請求について</p> <p>当社は、(株)ナナトミが平成3年1月16日、東京地方裁判所に和議手続開始の申立をした際、その和議条件において、和議債務者の和議条件に基づく支払いにつき4,543百万円を限度として連帯保証をした。</p> <p>平成14年4月22日付で蛇の目ミシン工業(株)が(株)ナナトミに対し請求しうる和議債権額は、4,788百万円であるとして、当社の和議債権者に対する4,543百万円の連帯保証債務の履行を求めた訴訟の提起を受けた。なお、同社は、平成15年6月30日に請求額を3,245百万円に減縮している。</p> <p>平成16年12月20日に東京地方裁判所より蛇の目ミシン工業(株)の請求を棄却する、という判決が下されたが、その判決言渡を不服として、当社は平成16年12月27日付で蛇の目ミシン工業(株)より訴訟の提起(控訴)を受けた。</p> <p>平成17年5月25日に口頭弁論を終結したものの、裁判所の強い勧告により同年7月11日に和解期日が開かれ判決期日が延期された。</p> <p>和解手続は、蛇の目ミシン工業(株)が698百万円、当社が350百万円の和解額を提示し、現在、交渉中である。</p>	<p>7</p> <p>(株)ナナトミの連帯保証債務の履行請求について</p> <p>当社は、(株)ナナトミが平成3年1月16日、東京地方裁判所に和議手続開始の申立をした際、その和議条件において、和議債務者の和議条件に基づく支払いにつき4,543百万円を限度として連帯保証をした。</p> <p>平成14年4月22日付で蛇の目ミシン工業(株)が(株)ナナトミに対し請求しうる和議債権額は、4,788百万円であるとして、当社の和議債権者に対する4,543百万円の連帯保証債務の履行を求めた訴訟の提起を受けた。なお、同社は、平成15年6月30日に請求額を3,245百万円に減縮している。</p> <p>平成16年12月20日に東京地方裁判所より蛇の目ミシン工業(株)の請求を棄却する、という判決が下されたが、その判決言渡を不服として、当社は平成16年12月27日付で蛇の目ミシン工業(株)より訴訟の提起(控訴)を受けた。</p> <p>控訴審は、平成17年5月25日に弁論が終結し、裁判所からの和解勧告により、和解期日を重ねてきたところ、平成18年3月8日の期日において、当社が蛇の目ミシン工業(株)に対し、平成18年3月31日限りで金500百万円を支払うことで和解が成立した。</p>	<p>7 会社の財産及び損益の状況を適正に判断するために必要な事項</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)																							
1	1	1 1 営業外収益の「その他」のうち主要なものは次のとおりである。 為替差益 88百万円																							
2 2 営業外費用の「その他」のうち主要なものは次のとおりである。 退職給付会計基準 変更時差異償却額 299百万円	2 2 営業外費用の「その他」のうち主要なものは次のとおりである。 退職給付会計基準 299百万円 変更時差異償却額 じん肺損害賠償金 295	2																							
3	3	3 3 特別利益のうち主要なものは次のとおりである。 固定資産売却益 853百万円																							
4 4 特別損失のうち主要なものは次のとおりである。 減損損失 8,343百万円	4	4 4 特別損失のうち主要なものは次のとおりである。 減損損失 8,343百万円																							
5 当社の完成工事高は、通常の営業形態として、上半期に比べ下半期に完成する工事の割合が大きいため、事業年度の上半期の完成工事高と下半期の完成工事高との間に著しい相違があり、上半期と下半期の業績に季節的変動がある。 当中間会計期間末に至る一年間の完成工事高は、次のとおりである。 前事業年度 103,530百万円 下半期 当中間会計期間 69,728 計 173,259	5 同左 前事業年度 92,994百万円 下半期 当中間会計期間 77,297 計 170,292	5																							
6 減価償却実施額 有形固定資産 141百万円 無形固定資産 195 計 336	6 減価償却実施額 有形固定資産 115百万円 無形固定資産 166 計 281	6 減価償却実施額 有形固定資産 265百万円 無形固定資産 377 計 643																							
7 減損損失 当社は、当中間会計期間において、以下の資産について減損損失を計上した。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賃貸用資産</td> <td>土地等</td> <td>東京都他</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>遊休資産</td> <td>土地等</td> <td>山梨県他</td> <td>3件</td> </tr> </tbody> </table> 減損損失を認識した賃貸用資産及び遊休資産については、それぞれ個別の物件毎にグルーピングしている。	用途	種類	場所	件数	賃貸用資産	土地等	東京都他	6件	遊休資産	土地等	山梨県他	3件	7 減損損失 当社は、当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上した。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> <th>件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賃貸用資産</td> <td>土地等</td> <td>東京都他</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>遊休資産</td> <td>土地等</td> <td>山梨県他</td> <td>3件</td> </tr> </tbody> </table> 減損損失を認識した賃貸用資産及び遊休資産については、それぞれ個別の物件毎にグルーピングしている。	用途	種類	場所	件数	賃貸用資産	土地等	東京都他	6件	遊休資産	土地等	山梨県他	3件
用途	種類	場所	件数																						
賃貸用資産	土地等	東京都他	6件																						
遊休資産	土地等	山梨県他	3件																						
用途	種類	場所	件数																						
賃貸用資産	土地等	東京都他	6件																						
遊休資産	土地等	山梨県他	3件																						

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>賃貸用資産及び遊休資産の地価の下落等により、上記資産または資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(8,343百万円)として特別損失に含めて計上した。その内訳は、賃貸用資産7,332百万円(建物225百万円、土地6,281百万円、無形固定資産825百万円)、遊休資産1,010百万円(建物100百万円、土地910百万円)である。</p> <p>なお、当該資産または資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定している。正味売却価額は、不動産鑑定士による不動産鑑定評価額から処分費用見込額を差引いて算定している。</p>		<p>賃貸用資産及び遊休資産の地価の下落等により、上記資産または資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(8,343百万円)として特別損失に計上した。その内訳は、賃貸用資産7,332百万円(建物225百万円、土地6,281百万円、借地権825百万円)、遊休資産1,010百万円(建物100百万円、土地910百万円)である。</p> <p>なお、当該資産または資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定している。正味売却価額は、不動産鑑定士による不動産鑑定評価額から処分費用見込額を差引いて算定している。</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)
普通株式	37	14	1	49

(注) 1 増加は、単元未満株式の買取りによるものである。

2 減少は、単元未満株式の買増請求に基づく売渡しによるものである。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)																																																
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">取得価額 相当額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">減価償却 累計額 相当額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">中間期末 残高 相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両運搬具</td> <td style="text-align: center;">151</td> <td style="text-align: center;">92</td> <td style="text-align: center;">59</td> </tr> <tr> <td>工具器具・備品</td> <td style="text-align: center;">33</td> <td style="text-align: center;">13</td> <td style="text-align: center;">19</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">184</td> <td style="text-align: center;">105</td> <td style="text-align: center;">79</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 35百万円 1年超 43 計 79</p> <p>なお、取得価額相当額及び未経過リース料中間期末残高相当額の算定は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっている。</p> <p>支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 22百万円 減価償却費相当額 22</p> <p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。</p> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略している。</p>		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	中間期末 残高 相当額 (百万円)	車両運搬具	151	92	59	工具器具・備品	33	13	19	合計	184	105	79	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">取得価額 相当額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">減価償却 累計額 相当額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">中間期末 残高 相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両運搬具</td> <td style="text-align: center;">108</td> <td style="text-align: center;">66</td> <td style="text-align: center;">42</td> </tr> <tr> <td>工具器具・備品</td> <td style="text-align: center;">38</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">29</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">146</td> <td style="text-align: center;">74</td> <td style="text-align: center;">72</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 29百万円 1年超 42 計 72</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 17百万円 減価償却費相当額 17</p> <p>減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>(減損損失について) 同左</p>		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	中間期末 残高 相当額 (百万円)	車両運搬具	108	66	42	工具器具・備品	38	8	29	合計	146	74	72	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">取得価額 相当額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">減価償却 累計額 相当額 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">期末残高 相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両運搬具</td> <td style="text-align: center;">138</td> <td style="text-align: center;">88</td> <td style="text-align: center;">49</td> </tr> <tr> <td>工具器具・備品</td> <td style="text-align: center;">42</td> <td style="text-align: center;">11</td> <td style="text-align: center;">30</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">180</td> <td style="text-align: center;">100</td> <td style="text-align: center;">79</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額 1年内 33百万円 1年超 46 計 79</p> <p>なお、取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額の算定は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっている。</p> <p>支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 38百万円 減価償却費相当額 38</p> <p>減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>(減損損失について) 同左</p>		取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)	車両運搬具	138	88	49	工具器具・備品	42	11	30	合計	180	100	79
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	中間期末 残高 相当額 (百万円)																																															
車両運搬具	151	92	59																																															
工具器具・備品	33	13	19																																															
合計	184	105	79																																															
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	中間期末 残高 相当額 (百万円)																																															
車両運搬具	108	66	42																																															
工具器具・備品	38	8	29																																															
合計	146	74	72																																															
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)																																															
車両運搬具	138	88	49																																															
工具器具・備品	42	11	30																																															
合計	180	100	79																																															

(有価証券関係)

前中間会計期間末(平成17年9月30日)、当中間会計期間末(平成18年9月30日)及び前事業年度末(平成18年3月31日)のいずれにおいても子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはない。

(1株当たり情報)

中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略している。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>当社は、平成17年11月22日開催の取締役会において、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)の発行を決議し、平成17年12月8日に発行した。その概要は次のとおりである。</p> <p>(1)発行総額 35,000百万円</p> <p>(2)発行価額 額面100円につき金100円 ただし、本新株予約権は無償にて発行するものとする。</p> <p>(3)利率(%) 本社債には利息を付さない。</p> <p>(4)払込期日 平成17年12月8日</p> <p>(5)償還の方法及び期限 本社債は、平成19年12月7日にその総額を償還する。</p> <p>当社は、平成19年11月7日までに当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、本新株予約権付社債の社債権者(以下「本社債権者」という。)に対して、償還日から30日以上60日以内の事前通知を行った上で、当該株式交換または株式移転の効力発生日以前に、残存する本社債の全部(一部は不可)を額面100円につき金100円で繰上償還することができる。</p> <p>当社は、本新株予約権付社債</p>		

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
<p>の発行後、その選択により、本社債権者に対し10銀行営業日前までに事前通知を行った上で、残存本社債の全部または一部を額面100円につき金100円で繰上償還することができる。</p> <p>本社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、その保有する本社債の全部または一部を額面100円につき金100円で繰上償還することを当社に対し請求する権利を有する。本社債権者は、当該権利を行使するために、当該償還期日の10銀行営業日前までに、所定の償還請求書に償還を受けようとする本社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、当該本新株予約権付社債券を添えて下記記載の償還金支払場所に預託しなければならない。</p> <p>償還金支払事務取扱者（償還金支払場所） 飛鳥建設株式会社管理本部管理 部</p> <p>(6)本新株予約権の内容</p> <p>本社債に付された本新株予約権の数</p> <p>各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計350個の本新株予約権を発行する。</p> <p>本新株予約権の目的である株式の種類及び数</p> <p>本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行しまたはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下、当社普通株式の発行または移転を「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を下記 2. 記載の転換価額（ただし、下記 または によって修正または調整された場合は修正後または調整後の転換価額）で除して得られる最大整数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。</p>		

<p>前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)</p>
<p>本新株予約権の行使請求期間 本社債権者は、平成17年12月9日から平成19年12月6日までの間、いつでも、本新株予約権の行使を請求することができる。</p> <p>本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額</p> <p>1. 本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの額(以下「転換価額」という。)は、当初203円とする。</p> <p>本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の算定理由 本新株予約権付社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、当初転換価額は平成17年11月15日から平成17年11月21日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とした。</p> <p>転換価額の修正 本新株予約権付社債の発行後、毎月第2及び第4金曜日(以下「決定日」という。)の翌取引日以降、転換価額は、決定日(当日を含む。)までの5連続取引日(本項において「取引日」は、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引に係る売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)が算出されない日を含まない。また、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。)の毎日のVWAPの平均値の90%に相当する金額(平均値は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「決定日価額」という。)に修正される。なお、時価算定期間内に、下記で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、修正後の転換価額は、本新株予約権付社債の社債要項に従い当</p>		

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
<p>社が適当と判断する値に調整される。ただし、かかる算出の結果、決定日価額が平成17年12月8日に先立つ5連続取引日の毎日のVWAPの平均値の50%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「下限転換価額」という。ただし、下記による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とし、決定日価額が平成17年12月8日に先立つ5連続取引日の毎日のVWAPの平均値の200%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「上限転換価額」という。ただし、下記による調整を受ける。)を上回る場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とする。</p> <p>転換価額の調整</p> <p>当社は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額または処分価額で当社普通株式を交付する場合(ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使による場合を除く。)には、次に定める算式をもって転換価額を調整する。なお、次式において、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式数から、当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの発行・処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>また、転換価額は、当社普通株式の分割もしくは併合または時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換されるもしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる権利(新</p>		

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
<p>株予約権を含む。)を付与された証券(新株予約権付社債を含む。)の発行が行われる場合等にも適宜調整される。</p> <p>(7)担保 本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。</p> <p>(8)担保提供制限等 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保付社債信託法に基づき担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも同法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、商法第341条ノ2に定められた新株予約権付社債であって、商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の規定に基づき、新株予約権を行使したときに、新株予約権付社債の社債権者から社債の全額の償還に代えて、新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとみなす旨、取締役会で決議されたものをいう。当社が、本社債のために担保権を設定する場合には、当社は、直ちに登記その他必要な手続きを完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第77条の規定に準じて公告する。本新株予約権付社債には担保付社債等その他一切の財務上の特約は付されていない。</p> <p>(9)資金の用途 発行済優先株式の普通株式への転換による株式希薄化を抑制するための原資及び事業資金に充当する予定である。</p> <p>(10)募集の方法 第三者割当の方法により、UBS AG London Branchに全額を割当てる。</p>		

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
	<p>当社は、平成18年10月11日開催の取締役会において、安定的な資金調達基盤の確保及び効率化による財務関連業務コストの削減を目的として、既存長短借入金の一部18,304百万円(平成18年 9月30日現在)についてリファイナンスを行うべく、総額19,850百万円のシンジケーション方式によるタームローン契約の締結を決議し、平成18年10月18日に実行した。その概要は次のとおりである。</p> <p>(1) シンジケーション方式タームローン(1年)</p> <p>組成金額 14,500百万円</p> <p>借入期間 平成19年10月18日(1年間)</p> <p>資金使途 短期運転資金</p> <p>アレンジャー (株)みずほコーポレート銀行 コ・アレンジャー (株)北陸銀行</p> <p>エージェント (株)みずほコーポレート銀行</p> <p>参加金融機関 13金融機関</p> <p>(2) シンジケーション方式タームローン(3年)</p> <p>組成金額 5,350百万円</p> <p>借入期間 平成21年10月18日(3年)</p> <p>資金使途 長期運転資金</p> <p>アレンジャー (株)みずほコーポレート銀行 コ・アレンジャー (株)北陸銀行</p> <p>エージェント (株)みずほコーポレート銀行</p> <p>参加金融機関 6金融機関</p>	<p>1 平成18年 5月 9日付で新株予約権付社債(第2回無担保転換社債型新株予約権付社債)6,000百万円の新株予約権の行使があり、同日付で、発行済株式総数が56,980千株増加するとともに、資本金が3,019百万円増加、資本剰余金(資本準備金)が2,980百万円増加している。</p>

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
		<p>2 当社は、平成18年 5月29日開催の取締役会において、繰越損失の解消及び優先株式消却原資の確保のため、資本を無償で減少する旨を決議し、平成18年 6月29日開催の定時株主総会において承認された。</p> <p>減少する資本の額は27,921百万円であり、債権者異議申述最終期日は平成18年 8月 7日、減資効力発生日は平成18年 8月 8日を予定している。</p>

(2) 【その他】

特記すべき事項なし。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間において、関東財務局長に提出した証券取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、次のとおりである。

有価証券報告書 及びその添付書類	事業年度 (第63期)	自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日	平成18年6月30日提出
---------------------	----------------	-----------------------------	--------------

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月12日

飛鳥建設株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	大庭	四志次
----------------	-------	----	-----

指定社員 業務執行社員	公認会計士	日下	靖規
----------------	-------	----	----

指定社員 業務執行社員	公認会計士	岸田	靖
----------------	-------	----	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている飛鳥建設株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、飛鳥建設株式会社及び連結子会社の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

会計処理の変更に記載されているとおり、会社は当中間連結会計期間から固定資産の減損に係る会計基準が適用されることとなったため、この会計基準を適用し中間連結財務諸表を作成している。

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成17年11月22日開催の取締役会において第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を決議し、平成17年12月8日に発行した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月6日

飛鳥建設株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	大庭	四志次
----------------	-------	----	-----

指定社員 業務執行社員	公認会計士	日下	靖規
----------------	-------	----	----

指定社員 業務執行社員	公認会計士	岸田	靖
----------------	-------	----	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている飛鳥建設株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、飛鳥建設株式会社及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月12日

飛鳥建設株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	大庭	四志次
----------------	-------	----	-----

指定社員 業務執行社員	公認会計士	日下	靖規
----------------	-------	----	----

指定社員 業務執行社員	公認会計士	岸田	靖
----------------	-------	----	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている飛鳥建設株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第63期事業年度の中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、飛鳥建設株式会社の平成17年9月30日現在の財務状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

会計処理の変更に記載されているとおり、会社は当中間会計期間から固定資産の減損に係る会計基準が適用されることとなったため、この会計基準を適用し中間財務諸表を作成している。

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成17年11月22日開催の取締役会において第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を決議し、平成17年12月8日に発行した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月6日

飛島建設株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	大庭	四志次
----------------	-------	----	-----

指定社員 業務執行社員	公認会計士	日下	靖規
----------------	-------	----	----

指定社員 業務執行社員	公認会計士	岸田	靖
----------------	-------	----	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている飛島建設株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第64期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、飛島建設株式会社の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。